

第二十八回 参議院法務委員会會議録第三十二号

昭和三十三年四月二十一日(月曜日)午前十時三十六分開会

委員の異動

本日委員山口重彦君、大矢正君及び清澤俊英君辞任につき、その補欠として樺繁夫君、大和与一君及び高田なほ子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 青山 正一君

理事 大川 光三君

委員 一松 定吉君、棚橋 小虎君、宮城タマヨ君、秋山俊一郎君、雨森 常夫君、大谷 肇潤君、小林 英三君、前田住都男君、龜田 得治君、高田なほ子君、樺 繁夫君、大和 与一君、後藤 文夫君、辻 武壽君

國務大臣

法務大臣 唐澤 俊樹君

政府委員

警察庁長官 石井 榮三君

警察庁刑事局長 中川 董治君

警察庁警備局長 山口 喜雄君

法務政務次官 横川 信夫君

法務省刑事局長 竹内 壽平君  
事務局側 常任委員 西村 高兄君  
会専門員 川井 英良君

説明員

法務省刑事局長 川井 英良君  
局公安課長 神谷 尚男君  
法務省刑事局長 神谷 尚男君  
法務省刑事局長 辻 辰三郎君

本日の會議に付した案件

○刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○証人等の被害についての給付に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青山正一君) 本日の委員会を開会いたします。

最初に委員の異動について報告いたします。四月二十一日付、山口重彦君辞任、樺繁夫君選任、大矢正君辞任、大和与一君選任、清澤俊英君辞任、高田なほ子君選任、以上であります。

○委員長(青山正一君) 前回に続き、刑法の一部を改正する法律案、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、証人等の被害についての給付に関する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

暴力取締り関係の質疑を行います。御質疑の方は御発言願います。なお、

本日、唐澤法務大臣、横川政務次官、石井警察庁長官、竹内法務省刑事局長、中川刑事局長、山口警備局長、その他法務省から辻参事官、川井公安課長、神谷参事官、以上の方々がお見えになっております。

○龜田得治君 一昨日お願いいたしました資料がここへ出てきておりますが、これについてちょっとお尋ねいたしますが、これは検挙人員となっておりますが、結果的に起訴された者は、これに対してどういう数字になっておるか、お聞きしたいと思います。三十二年だけでいいですか。

○政府委員(中川董治君) 私ども警察では、この犯罪で立件いたしました検察庁へ送致するわけでありまして、送致した以後は、検察庁において起訴、不起訴を決定いたしますので、この検挙と起訴の関係をあわせ調べるということになりまして、相当な時間を要することになりますので、このうちで起訴、不起訴の関係は、この調査では出て参らないのであります。

○龜田得治君 この刑事局からいたされた統計表ですね。これでは検察庁が扱ったのと、その起訴の数が出ておるから非常に参考になるのですが、大よその数字だけでもわかりませんか。扱ったのは結果的にどういうふうな処理されておるのか。その点が非常に大事なわけですね。三十二年だけについてお答え願っておきます。そのうち、全部についてわからなければ、たとえ

ば暴行、傷害、脅迫、それから暴力行為等処罰ニ関スル法律に規定する罪、こういうところが中心だと思ひます

が、そのことと、それらが集团的に起されたものと、私はほとんどそうだとお思ひますが、そうでないものとの、大よその區別、これは、一人の毀棄罪、一人のぐれん隊についての取締りが不便だと、そういう御意向が政府の方から出ておるわけですから、私はそういう意味で、これはお聞きしているわけなんです。私の觀察では、ほとんどこれはもう集団といったって、二人以上も集団ですからね、ほとんどそういう性格のものであらうと思つておるの

で、そういう場から、こまかい数字がわからなくてもいいですが、大よその状況を、午後でもいいですから御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(中川董治君) 御質問の前の、この数字のうちで起訴、不起訴の関係で、正確なことはわからなくてもやむを得ぬが、大体の趨勢はどうかという御質問でございますが、私ども

の犯罪統計をとる場合、いつも念頭に置くのですけれども、起訴と検挙の関係を関連してとった統計表もあり得るのですけれども、そういうことになり

ますと、相当あとになって、起訴の時期と検挙の時期とがいつも同じ時期ではございませぬので、その関係上、とるのに大へん時日を要する関係もござい

ますので、この表につきましても、そういう作業をいたしておりませぬので、ちょっと、大よそと申しまして

も、明確にお答えできないのでござい

ます。御質問の後段の、単独でやったものと共同でやったものとの関係はどう

か、こういう御質問でございませぬが、これは、大勢について申し上げますと、この表に掲げておきますように、殺人、強盗、窃盗、こういう刑法各条の罪条を掲げておきますと、そのほかに、刑法犯のほかに、暴力行為等処罰ニ関スル法律に規定する罪——暴力行為等処罰ニ関スル法律に規定する罪の

方は、御案内のように、あの法律の一条、二条の罪でございませぬから、ああいった要件が備わつておるものであらう、それに暴力行為等処罰ニ関スル法律をもつてしては立件できなかったものが殺人以下の関係でございませぬので、

刑法犯の数字と暴力行為等処罰ニ関スル法律に規定する罪を掲げておきました数字とを一つにらんでいただきますと、大体の大勢をごらんいただくよりほかに方法はないと思ひるのでございませぬが。

○龜田得治君 そんなことになるのでしょうか。上の方は単独犯も共同犯もあるわけですから、下の方と上の方との比率で、そんな推定なんかできるものじゃないのです。

それでは、もう一つお聞きします

が、暴力行為等処罰ニ関スル法律に規定する罪、これが二千八百三十三名である、こうなつておりますが、この中で、暴力行為等処罰ニ関スル法律の第一条の中の毀棄に関する罪、これを

やったのは何件ぐらゐるのですか。  
○政府委員(中川董治君) 暴力行為等  
処罰ニ関スル法律に規定する罪の内  
訳、ことに御質問は、一条の内訳とい  
うことに御質問は、一条の内訳とい  
うことに関する御質問でございますが、  
これは、この特別法違反全体をと  
らえて私の方で照会いたしましたの  
で、内訳はこの統計表に出て参らな  
いのでございます。

○龜田得治君 大体の傾向というものは、扱っている方がわかると思うのですが、二千八百三十三名という数字が出ては以上は、その根拠は。私はやはりこの中で、おそらく二百八条とかそういうものが多いのじゃないかという感じもあるのですが、一応御説明を聞かないとわかりません。暴力行為で毀棄というものがどの程度やられてるのか、これがやはり私一つの刑法の方の毀棄罪の条項を扱う場合の重要な参考になると思います。政府の方としては非親告罪にするという、こちらとしては現状でいくべきである、そこが一つの大きな争点になっているわけですか。そういうことについての一つの判断の材料になるような格好で資料というものはそろえてほしいのです。

○委員長(青山正一君) ちょっと警察庁長官に申し上げたいと思いますが、そういった資料があるならば、全部こころを持ってほしいのです。もう一つは、係官がおいでになったら、その係官もこちらへおいで願いたいと思います。すぐ呼んでいただきたいと思ひます。

○政府委員(中川董治君) 私の方でわかっている数字は、私全部心得ておりますが、第一線をやったのを全部統計の形式でとるものをまとめて申し上げ

ますので、私の方の係官何ぼ呼んでみましても、私の答弁以上にはできないのでございます。

○委員長(青山正一君) 龜田君の質問は非常に微に入り細に入り入っているわけですが、そこを心得ておいてやっていただかぬと困るわけですか。おとといの経験でその点はよくわかつてはいるはずですか。

○龜田得治君 今委員長からもお話があったわけですが、それは刑事局長は全部心得ていることになっていて、統計の基礎になることまで全部あなたに知っている、また、そんなこまかいことまで知っておらなければならぬ義務も私はないと思ひます。それはやはり、統計作成の過程の一番下の数字を扱われた人をおいでしてもらった方が、私どもも便利なんです。ほんとうに警察が必要があるということも私ども何も反対する理由等は何もないのですから、それでもないのじゃないか、努力すれば現行法でもいろいろやっていけるのじゃないかという見方も一方にあるから、それでこれは、はなはだこまかいことですが、やはり抽象論ではいけない、具体的にお互いに検討しようということになって、こつちも何もとられた気持ちじゃないのですから、それはやはり専門家の、あなたも専門家ですが、その下の専門家をおいでしておいてもらった方が、こういうことは便利だ。

昨日池袋で暴力団狩りをやっております。私も、時節柄、警察庁長官なかなかこの間の言明通りやっていると、非常に好感を持って、この新聞を拝見したわけですが、そこで、

これを私つづきに見たわけですが、結局警察でこの問題の処理としては恐喝とか暴行、傷害、あるいは今度の売春禁止法、そういったようなもので大体おやりになっている。それで間に合っているように、私の事件一つを見ても考えるのですが、そういう単独犯か共同犯かという点については、ほとんど共同の、数人の人が共同してやっていると。業務妨害の方も、約三十名の人々がロケ中の業務を妨害したというようにこれが普通の形だと思ひついでいるのですが、そういうことになれば、たとえば毀棄罪の場合でも、暴力行為等処罰ニ関スル法律の第一条、とにかく二人以上である以上は、第一条の第一項で処理ができるわけですか。それから、しかし、中には一人の場合があるでしょう。チンピラ一人で来ていたずらしていく、しかし、一人の場合であっても、大体これは常習者が多いわけですか。けさ新聞でも多いのは十犯とか何とか書いておりました。速捕歴十九回とか、そういうのがほとんどなんです。十九回というのは特別でしょうが、二回とか三回とか、そうすると現在の法律の解釈としては、常習性というものはこれは簡単に認定できる場合が多いのです。そういう場合には、一人であっても暴力行為等処罰法第一条第二項、これでチンピラは一人でもひっくりくれるわけなんです。だから私は、そういうふうに見ていくと、刑法の毀棄罪を非親告罪にしなければ困る事態がたくさんある、そんなものはよいように思ひます。それで私は、第一この暴力行為等処罰法の三十二年の統計の

二千八百三十三名という中には、毀棄というのの一体どのくらいあるのか。毀棄なんかでやっているのはあまりないのじゃないか。使える法律があるのだけれども、それはあまり使わないで、大体ほかの罪名等をやっている場合が多いのじゃないかという感じが持っているのでお聞きをしよう。これは一つぜひ午後、その点呼んでお答えを願ひたいと思ひます。意味わかりましたか。

○政府委員(石井榮三君) 龜田委員の御指摘の点まことにございまして、各都道府県から徴しておりますが、暴力行為等処罰ニ関スル法律の第一条、法律違反の件数を一括したものをとっておるのであります。そのうちで二百八条違反であるか、二百二十二条該当の行為であるか、あるいは二百六十一条該当の違反であったかというようになんかの内訳のものは、各都道府県ではそれぞれその資料を持っておりまして、私どもの手元にはそういうこまかく区分けしたものをとっておらないのでございます。今直ちに私どもも、そこまでは承知をいたしておらないのでございまして、まことに申しわけないところでございまして、そういう点まで微細にわたった統計資料を手元に用意しておくことが望ましいのでございまして、第一線の事務をいたすに繁雑にしてもいかぬというところから、中央としましては、大綱でございまして、今まで把握する程度にとどめております関係上、ただいまの御要望に直ちに沿ひかねますことをはなはだ遺憾に存するのでございまして

が、各都道府県に照会しまして取り寄せますならば、相当の時間を要します。つきよりの午後直ちにそういう点に困難かと思ひます。これは私も、将来の私どもの心がまえといたしましては、今指摘のような点、確かに大事な点でございまして、今後十分統計資料の作成につきましても検討をしてみたい、かように存じております。従いまして、ただいま御指摘の、この表に載っております三十二年の二千八百三十三名のうちに毀棄罪に当るものが何件あったかということ、ちょっと直ちにわかりかねるものでございまして、できるだけ努力をいたしまして、この内容につきましても詳細お答えできるようにしたいと、かように考えております。

○龜田得治君 それは私ちょっとそういう答弁では不満ですね。それじゃ刑罰法規を作るだけの根拠が出てくぬと思ひます。いやしくもこの刑法を改正しようなんというものは、これは一たん改正すれば、もう全国民がこれは守らなければならぬ、そういう問題について、過去においてこういうふうな数字になつていて、これだけの部分が実は困るからそれでその改正をしてほしいのだから、刑罰法規を作る以上は、やはりそういう準備がなければいかぬと思ひます。従って、当然これは過去において集団的に行われたその毀棄罪、これについては暴力行為等処罰法ではどの程度扱われたものか、そういうふうなことが資料として出されなければ、これは私も良心的に考えて、与野党の問題じゃないです、こういうことはふに落ちませんが。

○政府委員(石井榮三君) 龜田委員の御指摘の点まことにございまして、各都道府県から徴しておりますが、暴力行為等処罰ニ関スル法律の第一条、法律違反の件数を一括したものをとっておるのであります。そのうちで二百八条違反であるか、二百二十二条該当の行為であるか、あるいは二百六十一条該当の違反であったかというようになんかの内訳のものは、各都道府県ではそれぞれその資料を持っておりまして、私どもの手元にはそういうこまかく区分けしたものをとっておらないのでございます。今直ちに私どもも、そこまでは承知をいたしておらないのでございまして、まことに申しわけないところでございまして、そういう点まで微細にわたった統計資料を手元に用意しておくことが望ましいのでございまして、第一線の事務をいたすに繁雑にしてもいかぬというところから、中央としましては、大綱でございまして、今まで把握する程度にとどめております関係上、ただいまの御要望に直ちに沿ひかねますことをはなはだ遺憾に存するのでございまして

が、各都道府県に照会しまして取り寄せますならば、相当の時間を要します。つきよりの午後直ちにそういう点に困難かと思ひます。これは私も、将来の私どもの心がまえといたしましては、今指摘のような点、確かに大事な点でございまして、今後十分統計資料の作成につきましても検討をしてみたい、かように存じております。従いまして、ただいま御指摘の、この表に載っております三十二年の二千八百三十三名のうちに毀棄罪に当るものが何件あったかということ、ちょっと直ちにわかりかねるものでございまして、できるだけ努力をいたしまして、この内容につきましても詳細お答えできるようにしたいと、かように考えております。



部分が労働関係以外の器物損壊であるというふうに申し上げて差しつかえないように思われるわけがあります。

○龜田得治君 その辺の想像といいますが、推計の数字のようですが、私先ほど一番聞きかたがっているのは、暴力行為等処罰ニ関スル法律、この内訳の問題です。今だいに詳しい御説明があったわけですが、この六千六百六十九という中でこの毀棄の点です。これは労働関係と、そうでない関係とおよそわかっているのじゃないですか。

○政府委員(竹内壽平君) 器物毀棄と同じような意味で御説明申し上げますと、労働関係の暴力行為等処罰ニ関スル法律違反が、三十一年におきましては百二十三件、従いまして、この六千六百六十九のうちで百二十三が、この労働関係である、こういうことになりま。その他は一般の暴力、こういうことに御理解していただいて、そう大して間違いない、こう思います。

○龜田得治君 まあだいなわかってきました。この罪名の区別はちょっとわかりにくいというわけですか。

○説明員(辻辰三郎君) 暴力行為等処罰ニ関スル法律、この第一条の中の刑法第二百六十一条に該当するもの、その内訳は私どもの方でも統計的にとっておりませんので、詳細不明でございます。

○龜田得治君 警察にも検察庁にも聞きたいのはそこなんです。実際今毀棄罪の問題になっているのですから、わからぬものを幾ら言っても、これは仕方ないですが、この暴力行為の場合の六千六百六十九、これに対して起訴されたものが千六百八十、こういう

数字が出ておる。労働関係はそのうち百二十三ですから、大部分が暴力関係、こういう御説明だったが、これは、どうして、こういう起訴率が低いのか。あるいは上の方の刑法犯の毀棄罪の場合でも、起訴率が低いわけですね。ほかの傷害、暴行とか、こういうものの起訴率なんか、非常に高い。こういう暴力団のやつだけが、何でこんな起訴率が低いのか。だから、皆さんは暴力団をもっとやりたいのだと言いつつ、結局は、手をつけてみるのだから、そのときは新聞に出されたり、いろいろしますけれども、いつの間にか、うやむやになってしまっているのじゃないか。これだったら、私は、こんなくらいだったら、法律なんか改正せぬだって、現在の法律でやるだけでも、きっちりやってもらったら、現在の私は、倍か三倍くらいに低いのか、その理由を明らかにしてもいい。

○政府委員(竹内壽平君) その理由は、明快に御納得のいくような御説明はできませんが、全体的に見ますと、刑法犯、私は暴力行為等処罰ニ関スル法律も特別法にはなっておりますが、罪質としては、刑法的自然犯的なものだという考え方をしているわけでございますが、そういう見方で参りますと、この起訴率は、大体そうひどく低いものではないというふうに見ておるわけでございます。刑法犯につきましても、大体二割から三割程度が起訴率になっております。

○龜田得治君 刑法犯は、それは一般の人の犯罪ですからね、主として。だから、これは諸般の事情等を考えて、

○政府委員(竹内壽平君) ごもつともでございますが、このいわゆる暴力という中には、少年に属するものが相当多いのでございます。一般の成年の犯罪は大体横ばい状態を示しておりますが、少年の方はかなり増加しております。この少年につきましては、ことに暴力をやりますのは、年長少年で、十八才から二十才に満たない、あの辺のところが多いのでございますが、これは、すべて御承知のように、家裁に送られるという形が大部分で処理されておりますので、これは刑事事件になった分でございます。その点が少し、ほかのも一生懸命やっておりますが、起訴率が低く見えますのは、そういう関係も加味されておると思えますから、

適当に不起訴にしたり、起訴猶予等にすると、これは了解します。だけれども、暴力団取締りだといって特に作った暴力行為等処罰ニ関スル法律の運用が、こんな起訴率では、私は、ずいぶん実際つかまえておりながら逃しておる、そんな必要があるのかという感じなんですかね。そんな、一方では法律を強化したいと、こう言っているのだから、先ほどから何回聞いたって、一人の常習的な毀棄なり、あるいは二人以上の常習的でない一回の毀棄でもいいのだ、二人以上であれば、そんなものは現行法でやれるのか、それが一体実際はどうなっているのか、明らかになっていない。そして暴力関係のそういう事件が、起訴率が、こんなわずかである。これは社会の世論の要求にも私はマッチしないと思うし、ちょっと納得できません。

○政府委員(竹内壽平君) その点を御含みいただいて書類をこちら願いたいと思えます。

○龜田得治君 それでは家裁の関係がどうかとこのように点を数字的にこれは出してまいらねと、暴力団狩りだけはやっておいて、あとはずつと世間が忘れたところに出してしまっておるようなものでは、これは、はなはだ心もとないわけですね。

それから告訴の問題がありますが、たとえば後難をおされて、告訴してくるか、こぬとか、こういう問題があることは、私も知っております。しかし、そういう点は、数字的にどういふふうになつておるか。私は、告訴という問題も、実は暴力団をやりにくくするというのは、社会全体の、やはり努力です。告訴なんかはやはり十分して、悪質者があつた場合に、そういうふうには警察も努力すべきだし、それからまた、そのために迷惑を受けるような者があれば、警察がちゃんとそれを取り締めていく、そういう点に非常に欠けておるものがあるのじゃないかと思えます。告訴しても、日本の警察は厳として、そのためにあとで迷惑をかけるようなことがない、こういう安心感を与えておいたら、あまりいたずらが過ぎれば、告訴してきますよ。ところが、世間がうるさくなつてくると、暴力団狩りをやるが、あとは放置してしまふ、そういうことをやっておるから、そういうことなら、告訴なんかしたら、ばかを見るかもしれない、そういう関係が多分にはあると思えます。だから、そういう点を私は、ほんとうにもう少し検討してもらいませんと、現行法でも相当まかなえるような体裁にもなつておる

のに、一方では、暴力団をどんどん放しておいて、さらに非親告罪にしてくれと言つたって、だから、その辺を心配するのはもつともなんです。そういう暴力団にきつちとした態度をとれないような警察は、やはり民主的でないのですから、これは労働組合にかかってくるかもしれない。こういうことでもめておるのですからね。その辺のことがもう少し私は、きょうはわかっているようにしていただいております。だと思つて御質問したのですが、はなはだ残念ですが、刑事局長に法律解釈だけ聞いておきます。これは、わかりきつたことですが、私どもの最終的なやり結論を出すのに、非常に大事な問題ですが、いわゆる暴力団——チンピラが二人以上で器物毀棄をやつた場合には、暴力行為等処罰法第一条の第一項で処罰できる、親告を持たないで。それから第二点は、チンピラの中の一人がやつた場合であっても、それが常習的にやつておるチンピラであれば、この暴力行為等処罰法第一条の第二項で、それは親告を待たないで処罰できる。この点は、法律を見れば当りまゑのことですが、その通りですね。

○政府委員(竹内壽平君) ただいまの御解釈は、まさにその通り同じでございます。

○龜田得治君 そうすると、抜けておるの、結局は一人のチンピラがたまにやつた、これだけなんだ。これに對しては、ちょっと扱いにくいというだけなんであつて、そういうきわどいところまで要求しようというなら、もっと資料等をきつちとしてもらつて、過去の実績はこうだ、いろいろやつてもらわなければ、簡単に私は、

○政府委員(竹内壽平君) ただいまの御解釈は、まさにその通り同じでございます。

のに、一方では、暴力団をどんどん放しておいて、さらに非親告罪にしてくれと言つたって、だから、その辺を心配するのはもつともなんです。そういう暴力団にきつちとした態度をとれないような警察は、やはり民主的でないのですから、これは労働組合にかかってくるかもしれない。こういうことでもめておるのですからね。その辺のことがもう少し私は、きょうはわかっているようにしていただいております。だと思つて御質問したのですが、はなはだ残念ですが、刑事局長に法律解釈だけ聞いておきます。これは、わかりきつたことですが、私どもの最終的なやり結論を出すのに、非常に大事な問題ですが、いわゆる暴力団——チンピラが二人以上で器物毀棄をやつた場合には、暴力行為等処罰法第一条の第一項で処罰できる、親告を持たないで。それから第二点は、チンピラの中の一人がやつた場合であっても、それが常習的にやつておるチンピラであれば、この暴力行為等処罰法第一条の第二項で、それは親告を待たないで処罰できる。この点は、法律を見れば当りまゑのことですが、その通りですね。

○政府委員(竹内壽平君) ただいまの御解釈は、まさにその通り同じでございます。

○龜田得治君 そうすると、抜けておるの、結局は一人のチンピラがたまにやつた、これだけなんだ。これに對しては、ちょっと扱いにくいというだけなんであつて、そういうきわどいところまで要求しようというなら、もっと資料等をきつちとしてもらつて、過去の実績はこうだ、いろいろやつてもらわなければ、簡単に私は、

○政府委員(竹内壽平君) ただいまの御解釈は、まさにその通り同じでございます。

刑法の改正なんて、とんでもないと思  
うのですよ。どうですか。

○政府委員(竹内藤平君) 亀田委員の  
御懸念の点はわからぬわけではござい  
ませんが、親告罪に関する犯罪は大体  
被害者から親告罪がありまして、そうし  
て捜査に着手するのでございまして、  
その前に、もう親告、告訴も何もしな  
いということになりますと、従って、  
そこにどういふ犯罪があつたかも知  
も知らぬでいるという場合が多かるう  
と思ひます。これは重大犯罪でござい  
ますと、そんなことはございませ  
んが、これは財産的に軽微な犯罪でござ  
いますので、親告があつて初めて動き  
出すということが多いと思ひます。

従つて、親告がない犯罪というのはな  
かなか私どもとしてはつかみにくい  
でございまして、で、親告があつた犯罪  
がすでにこの七千という数字が出てお  
るのですが、あつたものが捜査の中途  
において取り消したりいろいろするわ  
けです。それらの事情をなぞ取り消す  
のかということ、若干ながら調べた  
資料を今お配りしようとしておるわけ  
ですが、それを見ますと、それは亀田  
先生のおっしゃる通りに、権利の上に  
眠つてはいかぬのでございませぬけれ  
ども、事柄が、財産が軽微なものであ  
るということにも一つの事情があると思  
ひますが、商売がかわいさ、いろいろな  
点から取り消すといつたようなこと  
との実情になつておられますこともこ  
れまた否定しがたい現実の事実でござ  
います。そうだといたしますと、もち  
ろん強姦の場合も同様でございませ  
ぬが、親告罪でございませぬから、その被害者  
の意思を無視して捜査すべきものじ  
やない、これはもう現在の親告罪でな

犯罪につきましても、被害者がもう許  
容しておるような場合には、それが一  
つの起訴猶予にもなつておるわけであ  
ります。いわんや親告罪として今まで  
あつた犯罪が、被害者の意思が尊重さ  
れますように運用されまことは当然  
なことでありませぬが、しかし、処罰し  
てもらいたいと思ひながらも、お札参  
りその他がこわさに取り消していく  
と、こういうような実情を親告罪の名  
において、またこれを放置しておく  
ということもこれまたよくないことな  
らうと思ひます。そこはわれわれとし  
ては、そこはわれわれとしましては、こ  
の親告罪が非親告化された場合の運用  
につきましても、十分考慮しなければ  
ならぬ点でございませぬけれども、七  
千のうちほとんど労働組合に関係の  
規定でございませぬ。この規定のもの  
の中にそういうことが親告罪になつて  
おりますために、この種の犯罪が助長  
されておるといふふうに見られるとい  
はれますならば、これは何とかして法  
律上手当をしていかなければならぬ  
い。大体この暴力立法は、もつとや  
う、もつとやうのたために立法して  
るのではないのであります。この委員  
会でも趣旨を御説明申し上げましたよ  
うに、過去数年間にわたつて暴力追放  
のためのきびしい取締りを勵行してき  
て、そして裁判並びに取締り上、法の  
欠陥がありますために最終の目的を果  
したくない、こう思われる部分につ  
いての最小限度の改正として出して  
おるのでございませぬ、その点一つ  
どうか思ひます。

だ、一方では、警察としての十分な努  
力を尽しておらぬ面が確かにあるの  
です。それをほつておいて、その刑罰法  
規の整備だけを求める、それがほかに  
関係のないことならいいのですが、ほ  
かにも関係のある刑罰法規の強化を求  
める、それだけでは納得できぬじやな  
いか、告訴なんかの問題は、これは確  
かに告訴の取り消しなんかの問題は、  
これは今度は何でしよう、お札参り等  
があれば、これを処罰する規定がほか  
の条文にさらに出ておるわけですね、  
百五條の改正として、ところが、そ  
ういふものがあつておるんですから、  
お札参りとなればそれでびつとやつた  
らいい、しかし、そのためには警察が  
暴力団そのものに対して厳然たる態度  
がとれなければだめなんです、だか  
ら今度はそのような法律もできるんだ  
から今度では安心してございませぬ  
か、こういうふうには一度やってみて  
おさくはないわけでしょう。それを一  
方では刑罰法規を出しながら、何とい  
ますか、その刑罰法規があまりきき  
目がないうような立場での改正を一方  
で求めるといふような意味にもなる  
わけなんです、だからそういう意味で、  
私どもも絶対にいつまでも反対して  
おるとか何とかいう意味じゃなしに、  
もう少しこれは検討の余地があるんじ  
やないか、そう思つておるんです。こ  
の点は、もう少し一つあとからお聞  
きしますが、次に労働組合の関係につ  
いて若干……。

○亀田得治君 あなたのおっしゃる点  
は、その立場に立つての考え方は一応  
は了解できる点もあるのですが、た

すが、どうしてこの警察と暴力団が結  
びつかなければならぬかということ  
について、私は、非常に疑問を持つて  
います。それはやくざとか暴力団を利  
用しなければならぬかというふうな立  
場に今警察は置かれておるんですが、  
たとえ、星が見つからなかつた場合  
に、その星を早く見つけなければ工合  
が悪いというふうなときに手つと早  
くこの暴力団あるいはやくざのよう  
なものを利用して、そうしてその星を  
かむというふうなことから、警察はど  
うしてもこういうやくざに世話になら  
ない形になつておるから、今のような  
亀田さんからの御質問が出るんだら  
うと思ふんです。犯人検挙に當つてど  
ういふふうなこういうものを利用して  
おるんですか、今の状態をお話し願  
ひたい。

○政府委員(石井榮三君) 警察がい  
ゆる暴力団等とくされ縁があるのでは  
ないか、かようなことをときどき批判  
をいただくのでございませぬ。確かに  
過去におきまして遺憾ながらそうい  
うことがあつた点もあつたのでござ  
いませぬ。その点はまことに遺憾に思  
つております。本来、警察はそうい  
うのといわゆるくされ縁なく、きざん  
た態度をもって職責の遂行に當らな  
ければならぬものである、かように私  
は考えておるのでございませぬ、昭和  
十一年以来私は暴力取締りというこ  
とにつきましても、特に警察の仕事の大  
事な重点の一つとして取り上げまし  
て、しかもこれは単に一時的な練香花  
火式な取締りであつては決して目的を  
達するものではない、と申しますの  
は、いわゆる暴力団の過去の態度から

見ましてきわめて根強い力を持つて  
おる、警察が一時強い態度でこれに臨  
みまして、手を引きませぬと、また、直  
ちに頭をもたげてくるというものが過去  
の実例でございませぬので、長期、継続  
的にこれを取つ組んでいかなければ  
ならないということ、三十一年以来継  
続的に暴力の取締りということには  
かなり力をいたしておるのでござい  
ませぬ。しかしながら、警察の力にも  
限界があるでございませぬ、必ずしも  
が期待するよう十分な実績はまた上  
げていない点も、しかし、年々かなり  
成果を上げておると思つておる  
のでございませぬ。今後さらに一そ  
ういふ態度を堅持して努力を続けて  
参りたい、かように考えておるま  
して、暴力団と警察とくされ縁  
があつてはならない、そうした暴力  
取締りを厳正にやるためには、まず過去  
において言われたような警察と暴力  
団とくされ縁があつて、そのた  
めに取締りが十分できないんじや  
ないかという批判があつてはならぬ  
といふこと、暴力団といわゆるく  
され縁といふような非難を受けな  
いよう、警察官は日常の言動にお  
いても十分に注意をするように私  
は第一線の方に希望をいたしてお  
るわけでございます。そうした点は  
漸次改善をされつたつあるもの  
と考えております。

○高田なほ子君 今あれですか、退官  
した警察官ですね、これらの方々の  
中で大きなやくざの組、といつても  
然としたやくざの組、そういうよう  
な組の顧問をしておるような人が  
聞かれておりますが、これはもちろ  
ん現職警官でありませぬけれども、これは

五



○政府委員(竹内壽平君) これはちょっと数字が出ておりませんが、暴力事犯が年少少年に多いことは別の統計からわかるかもしませんが、そういつたりますと、大体半分——五、六割ぐらいの起訴率になってしまふのじゃないかと、これは非常に高い起訴率だと思えます。私はむしろ二、三割というのが刑法犯、一般の起訴率でございます。嚴重にやるといたしまして、おのずからそういうものには限度があります。が、まあ今の起訴、告訴取り消しの分を除きますと、相当高い起訴率だと私は思います。

○龜田得治君 これはまた前の話にちよつと戻るが、そういうことなら、じゃあ暴力行為等処罰ニ関スル法律の起訴率が何でこんなに低いのですか。これは告訴の取り消しとかそういうことに関係ないんですからね、そうでしょう。そんなにしつかりやっているとおっしゃるなら、何であつた方はこんなに低いのです。その数字が大体低いなら私も了承しますが、だから何といつてもその点の欠陥があるんですよ。

○説明員(神谷尚男君) ただいまこゝでちよつと統計表で調べてございますが、暴力行為等処罰法の三十一年の受理が六百六十九でございます。そのうち起訴が六百八十でございます。これはお手元の資料でおわかりのことと存じますが、その他の関係をちよつと調べますと、起訴が六百八十でありまして、検察庁で不起訴の処分にしたものが六百五十一でございます。起訴と不起訴を足したもので起訴に

なつたものを割つた数といひますと、大体半分になるわけでございます。そのほか家裁あるいは他の検察庁等へ送致した数が二千七百七、こういう数になつております。従ひまして、起訴率として、不起訴になつたものとほぼ同様の数である。従ひまして、起訴率といふものを、起訴と不起訴を足したもので起訴したものを割つた数としますならば、約五〇%ということになるようにございます。

○説明員(神谷尚男君) この受理の件数は、その大半が警察からの送致の数だと思ひます。しかし、そのほかにも特別司法警察官からの送致もあろうかと思ひます。また、検察庁で立件したのも若干あろうかと思ひます。しかし、大半は警察だろつと思ひます。

○政府委員(竹内壽平君) 検察庁の方はまだ出ておらないわけでございます。○龜田得治君 出てないですか。しかし、大体同じぐらいの数字だろつと思ひますが……○政府委員(竹内壽平君) 大体これで御推察願へば……○龜田得治君 前年度も同じような数字ですから大体同じと思ひますが、と

十三人、これは人の数です。この点には非常に少いわけですが。○政府委員(竹内壽平君) これは先ほどもちよつと申し上げたのでございませぬが、警察の方の統計はいわゆる暴力団の犯罪検挙人員となつておりました。暴力団というのは、かなり一昨日おあげになりましたようないろいろの種類のをあげられたのでありますが、それに属するものとしてここに書き上げられたと思ひますが、私の方の検察庁の受理の統計は、この犯罪に該当するもので暴力団とは言えないものも入るわけがあります。そういう点から数字に差異があると思ひますが、私の方の数字にも人員で表わしております。件数ではございませぬ、人員で……

○政府委員(中川董治君) ただいまの竹内政府委員と同様なんです。何が暴力団なりやという問題は、大へんむづかしい問題でありまして、われわれは、暴力をやる行為はすべてこれ暴力団といふことも一つは成り立ち得るのですけれども、比較的多く暴力行為をやる人間を集中して視察するということが効率的でございませぬ、そういう意味合いでございませぬ、そういう作つたわけでありませぬ。そういう人間がやりました数字が三千幾らという数字でございませぬ、これ以外に暴力団は全然ない、こういうふうには理解できないのであります。これ以外に

もセミいわるる暴力団というものがあるかと思ひますが、そういうわれわれはセミいわるる暴力団の方も問題にしなければなりませんけれども、日常非常に暴力行為をやるような組織を集中的に調べることが警察として

は効率的でありますので、その意味においてしつぱつた数字が、ただいま申し上げましたように二千幾らでございませぬ、竹内政府委員の問題と全く同じように理解しておるのであります。○龜田得治君 それはちよつとその説明は納得いかなひのですが、というの、先ほど刑事局長は六百六十九といふのは、うち労働関係が百二十三、従つて、大部分がいわゆる暴力団、そういうふうな御説明になつたわけです。それがあまりにもあなたの方の数字と違ひすぎるわけですね、だからこういう統計を作られる感じから言ひますと、どうも警察の方では、暴力団といふものをしつぱつて考える概念で、従つて、あなたはセミとか三分の一とか言ひましたけれども、そういう程度のもはみんな暴力団の中に入れておらぬような感じがするのですが、この統計のとり方をみると、検察当局の方はこれは大部分が暴力団、あなたの方の言う暴力団の人数として出しておるのに、あなたの方が三分の一だ、半分だ、労働組合を抜くから半分で、こんな数字の出方はともかく、警察と検察は、暴力団取締りを一体でやらなければならぬのに、はなはだ統一がないように思ひますが、数字だけの点では、私のお聞きしたいと思つたのは、実際は検察庁に行かないで、もうして警察だけで適当に処理してしまつておるものが相当あるのじゃないか、手入れするといふようなことはちよつと書類送検といふようなことになつては、わすかじやないかと思つておるのです。それならば、警察の数字は検察庁よりも倍ぐらゐると、これなら

私に納得いかなひのです。逆ですからね、それで納得いかなひ。お聞きしますが、警察が手をつけたのは全部検察の方へ出しているのですか、取捨選択は検察にまかすという態度で強くやつておられますか。

○政府委員(中川董治君) 警察で捜査いたしました事件は、根こそぎ検察庁に送致いたしております。たとへば、ここに書いておられますところの殺人につきましても、昭和三十一年におきましては、二千六百五十二人を送致いたしておるのであります。それから強盗につきましても、五千五百十人を送致いたしておるの、五千五百十人の強盗の罪をやつたものを暴力団と理解すれば、五千五百十人になるわけでございます。が、私も日常視察活動として最も中心的に暴力をやりやうな人間をしつぱつて視察内偵をして、それを登録されたものが、強盗について申せば五千五百十人のうち、千四百六十五人というところでありますから、その暴力団の概念をもう少し広く概念すれば、当然そう理解するならば、警察と検察と一体でございませぬ、その意味において、全く同じ考え方を持つておるのでございませぬ。ところが、もっと大きく広い意味で名簿を作つたらいいじゃないかという考え方もございませぬ、われわれといひましたは、そういう暴力をやる人間の組織を解明いたしまして、それにつながらある人間を視察内偵を徹底してありますので、そういう實際暴力団が視察内偵の徹底によつて、その暴力団の名簿が多くなるということはある、比較的常

習的に暴力行為をやる人間のうちから送致した者はこれだけである、それ以外については送致しないわけではありませんが、例示すると、強盗については、昭和三十三年、五千五百十人送致いたしているのではありません。その点を一つ御了解いただければいいのじゃないかと思ひます。

○亀田得治君 それは強盗とか殺人とか強姦とか、そういうことをやったのはもちろんこれは放置できるものでもないし、そうでしようが、そうでなく、毀棄とか暴行とかそんな程度のもので、結局警察段階で相当処理されてきておる、これは法規の建前は全部検察庁に送ることになっておるから、局長としてはそういうふうにおっしゃるでしようが、この数字が逆におつところから、むしろ私はそういうふう

に逆な感じを持つのですよ。ともかくね、はなはだ数字が複雑な点があるのですが、暴力団の關係は現行法でも相当やれますが、十分戻されておるという感じを私も十分持つておるのです。一応あの毀棄罪と暴力団との關係はこの程度にしておきますが、あと労働組合との關係は、別途午後お聞きしたいと思ひます。

○委員長(青山正一君) 午後一時四十分まで休憩いたします。

午後零時五十三分休憩

午後二時十八分開会

○委員長(青山正一君) 休憩前に引き続き、これより委員会を再開いたします。

質疑を続けます。

○大川光三君 先日来ただいま議題となつております三法案につきまし

て、亀田委員からきわめて熱心なる質問が続けられておりました。

〔委員長退席、理事一松定吉君着席〕

全く私どもは亀田委員の熱心なる御審議に対して敬意を表しつつ、その御論旨を拝聴して参つたのでございませ

が、この機会に時間を割愛していただきまして、私は証人等の被害について

の給付に関する法律に対する質疑をいたしたいと存じます。

まず第一点は、本法案の第一条において、本法の目的として、刑事事件の証人もしくは参考人等に一定の給付をすることによつて、証人等の供述、出頭を確保し、刑罰法令の適正迅速な適用実現に寄与するとするにあるよう

でございますが、同じく本法案第三条の給付の要件を見てもみると、身体または生命に害を加えられた場合に限定して、証人らが精神的に受けた打撃による損害は含まれていないよう

でございますが、果してかようなことで本法制定の目的を達し得ることができ

かどうかという点に關して、まず当局の御所信を伺いたいと存じます。

○政府委員(竹内壽平君) ただいまお尋ねの点でございますが、生命、身体に対する現実の被害についてのみ給付という形によつて保護しようという法

案でございます。精神的な面に与えられた苦痛、そういうものに対する補償あるいは給付ということとは、一応この法案からは除外されておるのでござ

いませうが、この点につきまして、保護がこれでは足りないのではないかという御疑念であろうかと存じます。今回の

暴力立法—刑法の一部改正並びに刑事訴訟法の一部改正並びにこの法案を

通じまして、被害者その他証人等を保護するということですが、最も現行法のものにおける旨点と申しますか、そういう面が欠除しておるのでございませ

う、その点を補正するのがこの法案の大きな目的でございます。この被害者

その他の証人につきましては、いろいろの角度から被害をこうむつた場合における保護という点は考えなければなら

ないものでございませうが、お礼参りというふうなものにつきましては、百五

条ノ二という規定を設けることによりましてその保護を考えたのでござい

ませう。で、警察の犯罪捜査に協力をいたしました者がこうむつた生命、身体に

対する被害に対しては、これと同趣旨の給付規定がございませう。で、これに

準じまして、この法案を作つたのでございませう。一応、この生命、身体に

対する被害は、これによつて、さしあたりこの問題は解決するんではな

かというふうな考えでございませう。また、別途別の法律でできるんではな

いませう。さしあたり、直ちにこの法律によつて給付を全うして、少しでも

保護に遺憾なきを期していきたいという考え方でございませう。仰せのよう

に、徹底したものでございませう。が、さればといつて、これによつてか

なり保護に厚くなるものというふうな考へておる次第でございませう。

等でそういうことが補強できるということになるんでございませうか。その点をお伺いいたします。

○政府委員(竹内壽平君) これは省令によつて補強するという意味ではござ

いませんで、民法の規定によりまして保護でございます。これはまあだれに

も与えられておるのでございませう。まあ一応その關係は民法の規定の方に

まかしておると、こういう考へ方でございませう。

○大川光三君 民法の規定と申しますと、結局損害賠償の問題になると思

ひますが、そういうことをいたしまして、結局立証責任が請求者に転嫁され

まして有名無実になるというきらいがあると思ひますが、いかがでし

ょうか。

○説明員(社屋三郎君) ただいま精神的損害に対する補償といひますが、給

付の点でございませうが、これは現行の、国がこういう場合に補償とい

ひますが、給付といひますが、そういうものをいたします法制が一応療養給付

であるとか、障害給付でございませうか、第五条に規定いたしております

給付という形で給付を行つて、これが先ほど局長が申し述べました警察官の場合であるとか、消防の場合である

にようになりますと、警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律になら

ないでございませうが、両者の補償は本質的に同じものであるかどうか

という疑問がございませう。証人らのごときは、法律上、憲法第三十七条の刑事

被告人の権利の裏づけとして司法への協力を義務づけられておる。ところが、

警察官への協力者は、かような義務がなくして、積極的に協力するもの

でございませう。言葉は当らぬかもしれませうが、事務管理的な立場にお

ると思つておられますが、果してこの両者は全く異なる地位に於いて、しかも

両者の補償の本質を異にいたしておるのかどうかという点に關する明確なる

御所見を伺いたいのであります。

○政府委員(竹内壽平君) 証人は、仰せの通り、国民の義務として規定されたものでございませう。その意味にお

きましては、警察の捜査に協力をいたします場合の国民の態度というものは

いささか異なるものがあるかと存じますが、本法案におきまして、単に

裁判所における召喚に基く証人だけを対象といたしておるのではなくして、

警察並びに検察における捜査段階における参考人も含むことになつてお

ります。そういう意味におきまして、本質的にはやはりこの警察の捜査に協力

します者もひいて刑事司法の実現に協力するといふものでございませう。そ

の観点から申しますならば、憲法上義務づけられておる、いなという点の

差異がございませうけれども、特に捜査の段階における本法案の場合を考え

ますと、両者の間にさしたる本質上の差はない。そしてこれを全体として

ながめてみまうるときに、本質から申しますならば、作用の面から見て参りますと、両者は何ら差異はないのじやないかというふうにご考へるのでござい

○大川光三君

ただいまの警察官に協力援助した者の災害給付に關する法律について伺いたいと存するのであります。この法律の第二条によりま

す、職務執行中の警察官に協力援助したため災害を受けた場合に限つて給付がされるということになってお

りますが、それがために、警察官のいな場所において犯人を逮捕しようとして受けた災害に対して給付が受けられ

ないというふうに解釈されます。私はいわゆる民間警察の実をあげますために、たとえ警察官がその現場にお

て男を取押えようとした。ところが賊はナイフを振り回し、日向寺さんはひん

○政府委員(石井榮三君)

ただいま御例示になりました点、私はなはだ申しわけございませんが、そういう事実を

聞いておりませんので、そのこと自体については、おそれ、新聞をお読み

上げただいたので、それからその通りのことがあったものと想像するのであり

ます。警察官に協力援助した者の災害給付に關する法律は確かに相当のしほ

官に協力援助した者の災害給付に關する法律を改める御意思があるかどうか

○大川光三君

長官からそのお立場においてのきわめて率直な御意見を伺いましたが、そこで、法務大臣に伺いま

すが、ただいま申しております警察官に協力援助した者の災害給付に關する

法律というものを、たとえ警察官がその現場におらなくても、犯人逮捕等

に協力した者に対しては同じ給付をするというところに法律を改めるといふこと

した事例が他に幾つかありますかどうか、そういう点もよく検討いたしましたし

○大川光三君

次に、本法案第三条の給付要件の立証責任は一体どこにあるかという点についてのお伺いをいたし

ます。一体、この条文によつて給付を受けた事例が他に幾つかあります

かどうか、そういう点もよく検討いたしましたし、他の府県に対しても、北海道

にこの事例があったというところを、紹介されたが、この事例に對しての

受けようとする者において、みずからその損害を証明する責任を負うのか、

○大川光三君

次に、本法案第三条の給付要件の立証責任は一体どこにあるかという点についてのお伺いをいたし

ます。一体、この条文によつて給付を受けた事例が他に幾つかあります

かどうか、そういう点もよく検討いたしましたし、他の府県に対しても、北海道

にこの事例があったというところを、紹介されたが、この事例に對しての

の立証をするわけでございますが、その資料に基づきまして、法務大臣が確認するという建前になっておりますので、おのずから一般の、この民事訴訟におきまして、原告が被告に対して権利を請求するという場合は、ニュアンスが違った場合があるかと存するのであります。一応は、法務大臣に對しまして請求をする者が立証するという建前をとっております。

○大川光三君　そこが私の実は聞いたところでございまして、たとえば、弁護人が国選弁護料の請求をするというふうなときには、きわめて事務的に請求の要旨をしたためればそれで事は足りる、それと同じように、本件のような場合においても、主観的な、あるいは因果関係というふうなこともでも請求者に立証責任を負荷するということでは、この法律の目的が十分に達せられないというふうに私はあると思っております。いわゆる請求というところについては、きわめて寛大なおおらかな、そして擁護的な立場から扱われなければならぬということをお私に希望をいたしておきます。

それから次に、この条文を見ますると、「証人若しくは参考人又はその近親者が」云々ということ述べておりますが、一体近親者というのどの範囲のことをいうのか、承わりたい。

○説明員(辻辰三郎君)　第三条に、その近親者の内容が規定してございまして、「証人又は参考人が刑事事件に關し裁判所、裁判官又は捜査機関に對し供述をし、又は供述の目的で出頭し、若しくは出頭しようとしたことにより、当該証人若しくは参考人又はこれらの者の配偶者」と、この配偶者には、い

わゆる事実上の婚姻関係におる者も含むという趣旨を明らかにいたしました。その配偶者と、それから「直系血族」、それから「直系血族でなくとも同居の親族」と、かような者が、他人からその生命、身体に危害を加えられた場合に、国において給付をいたそうという考えでございまして、一応近親者の範囲はこの三条に掲げてある者に限っておるわけでございます。

○大川光三君　そこで「直系血族」、これはよくわかりませんが、「若しくは同居の親族」という、この「親族」ということは、民法の定めに従うことにならぬか、どうですか。

○説明員(辻辰三郎君)　仰せの通り、民法の定めに従うことになっております。

○大川光三君　そこで、この本法によつて請求をいたす者には、身分関係を証明する必要があると存するのであります。警察官に協力援助した者の災害給付に關する法律の第十三条には、給付を受けようとする者に対し、戸籍に關する無料証明の請求権を与えておりますが、本法にはかような規定を欠いておる、しかし、同法よりも本法の場合の方が、戸籍に關する証明を必要とすることが多いということにかんがみまして、戸籍に關する無料証明というものを規定しておかないのはどういふわけであるか。あるいは援用される警察官に協力援助した者の災害給付に關する法律の中にあるのかもしれません。一応この点に關する御見解を伺いたしたいと思います。

○説明員(辻辰三郎君)　ただいま御指摘のように、警察官の給付の場合につきましては戸籍に關する無料証明の規

定がございすのに對しまして、この法案におきましてはかような規定を欠いておる次第でございす。この点につきましましては、關係機関とも十分に相談をいたしてございす。一応この法案の場合には、住民登録法に基きまして關係機関の報告という手続を利用してまかなつていきたいというふうな考へておきまして、必ずしも厳格な無料証明という規定がなくとも、事実上住民登録の手続によつてその親族關係が明らかになるんじやなからうか、かような趣旨から、この規定を著した次第でございす。

○大川光三君　そこで、念を押しておきますが、先ほどの立証責任の場合で、身分証明については、あえて戸籍謄本を要せずして住民登録による証明でも可なりということに解釈してよろしゅうございすでしょうか。もし、それであるならば、そのことを今後これを取り扱われまする職員に周知徹底していただきたいと存じますが、いかがですか。

○政府委員(竹内壽平君)　ただいま辻参事官からお答えしたような趣旨で立案をいたしました。また、その下部の職員にその権利を委任するということになっております。もしその裁定に當りまして、そういう点に疑義があらまするならば、もうこれは当然裁定側でそういう資料をそろえることにならうかと思ひますので、その点を通牒によつて明らかになりました。なるべからうな方向で、その趣旨のもとにそういう規定をいたした次第でございす。

○大川光三君　ただいま裁定者という言葉が出ましたので、それに関連してお伺いをいたしますが、補償裁定権限の委任者というものを、法案によつて見ますと、法案の第十二条によりまして、法務大臣は補償裁定の権限を所部の職員に委任することができるというふうな規定がございす。ここに「職員」とはどの範囲の人たちをさすのであるか、その点をまず伺ひます。

○政府委員(竹内壽平君)　ただいま御審議の御参考に供しますために、証人等の被害に對する給付に關する法律施行令要綱を御配付申し上げるようになつておりました。で、その第二に、実施機関といたしまして、それをどうするかという点でございす。これはこの点がただ一つ未決定の事項になつております。法務当局といたしましては、加害行為を管轄する地方裁判所に対応する檢察庁の檢事正とするのが一番適當であらうかというふうな考へておるのでございす。これに對しまして、裁判所側からは、事、公判廷で行われたものにつきましては、裁判所がするというのがいいのではな

いかという御意見がございす。その点につきましまして、なかなか強硬な意見を持つておられましたが、この法案を提出するまでの間に意見調整をいたしまして、とにかく法務大臣が所部の機関に委任してやるというところまでは、さしてその所部の機関を檢事正にするかどうかという点につきましましては、まだ今後協議してきめるということになつておるのでございす。それで、裁判所側は、檢事正については、公

判廷以外のものについてはもう檢事正でけつこうなんだけれども、公判廷のものについては法務局長、つまり人權擁護部を受け持つておきます法務局長、あるいは地方法務局長にするのがいいのではないかと、今慎重に協議中ではございす。檢事正、あるいは法務局長、または地方法務局長がその所部の機関として指定されることにならうかと考へておきます。

〔理事一松定吉君退席、委員長着席〕  
○大川光三君　この裁判所の方のことについてお話をいたしました。所部の職員といふことは、これは裁判所は含まないことになつてございす。うか。

○政府委員(竹内壽平君)　裁判所は含まないのでございす。その点は、先ほど申し上げましたように、裁判所が含まぬことまでは了解を取りつておりました。この法案を出しました。ただ所部の機関に、檢事正にするか、法務局長にするかという点が未決定になつておきます。

○大川光三君　そこで、その点がまだ未定であるということ、少くとも証人については、その権限を檢察官に委任するといふようなことがございす。結局、供述の真実を確保いたしまする上において、刑事訴訟の運用に暗影を投ずるおそれなしと思ひます。従ひまして、この場合は、先ほどお言葉がございすように、できれば檢察官以外の職員に委任することが適正であるかと考へるのでございす。これはひとり裁判所側の意



ね。そういうふうには私は思うので、労働組合の場合には、適用がないような御説明が一昨日の連合審査のときもちょっとありましたので、私はこれは非常に大きな法律問題だと思ひまして、場所ではないけれども、実は一昨日もちょっとその点については少しおかしじやないかということでお尋ねしたわけですが、そういうふうには私に考えておるのです。その考え方に間違があるかないか、一つその点だけをまず先に、刑事局長の御見解を伺いた

い。

○政府委員(竹内壽平君) 団体交渉の場合に、まあ話が激してコップが割れるような場合をおあげになりました。具体的な事情をまあつぶさに見せないと、判断がしかねるわけでございますけれども、ただいまお示しのような事例でございますと、それを団体行為であるというふうに認めることは困難であるかと思ひます。従ひまして、亀田委員のお説に私は賛成の意を表したいと思ひます。

そういう場合におきましては、それならば、官憲が介入する余地があるのではないかと後段の部分につきましては、私いささか意見があるのでございまして、まあ団体交渉、団体的な行動でないような場合に、取り上げた事例が何かありますならば、お示し願ひたいと、むしろ私の方で思ひます。今までそういう個人的な行為としてやられたのについて告訴された例を私は承知いたしておらないのでございまして。まあこれは運用の問題といえればそれまででございますが、団体的にやられたような場合におきまして

は、先ほど申し上げましたような取扱い処理の問題になっております。いわゆる個人にのみあつた感情でやつたという場合には、今亀田委員も仰せのように、むしろ過失犯的な物事が多かると思ひますし、そういうものを一々相手方から取り上げて云々というの、親告罪の時代におきまして、告訴があればこちらがやれるといえればやれるわけでございますが、そういう告訴を受けたという事例も聞きませんし、そういうふうには処分された例がありませんならばお示しを願ひたいとむしろ思ひます。

○亀田得治君 それはね、お示ししてくれといへば、またよく、これは私の方にもそういうものばかり集めておるのがありますから、お示してもいいんですが、つまりそういう事象はたくさんあるんです。そういう現象自体は……。ただ、それが親告罪になっておるからいいわけなんです。親告罪になっておらなければ、まあ争議といつてもいろいろな形態があります。争議が長引いておつて、警察自体がど

ちらかという感情になつてしまつておるといふような状態になつておると、それが警察の一つの争議に干渉する糸口にされる。こういうことがもう十分予想できるわけなんです。これはあなたせんだつてもお話し上げたように、現職の警官がおる前で暴力団の諸君が組合員をなぐつておる。ともかくあつたにしても、とにかくそういう状態がしばらくでも続く。それはだれが見たって、どちらかといふと経営者と労働組合と両方、二つ並べた場合には、

警察が公平だ、公平だと言つても、現在の感覚では、せつぱ詰まつてくる度、やはり会社側は七、三くらい程度で済みます。それは場所によつて違ひます。非常に公平にやつておるところもたくさんあります。だからそこで、そしてまた実際はそういうコップが割れたとか、いやちよつと紙がちぎれた、そんなことを会社側は告訴はしないんです。こんなものはストが片づいてしまえば、またみんな同じ職場で働くのですから、こんなことは第一したがらないのです。したがらないのにこれをはずす。はずされた状態で警察が自由に介入される、こういうことでやはり非常な危惧を与えることは、これはまあ事実なんです。刑事局長が、そういうことで事件になつたことがあるなら出してもらいたい、こういうことをおっしゃつたわけですから、

それは、そういう例は出せぬからいいわけなんです。だから、そういうことが今後起らぬようにするために、もう少しこの点は一つ慎重にやつてもらいたいと、こういうことなんです。一体警察がそんなことをすると思はれるのがおかしじやないか、この点で申し上げたい。これは刑事局長はどういうふうにお考えか知りませんが、やはりなかなか、いろいろやりますよ。たとえ

ば、毀棄罪が非親告罪になりますと、警察としては、いつでも手をつけられるわけですから、争議行為が切迫してきますと、何が起るかかわらぬ、犯罪が起るかもしれぬと思はれる場合に、

警察は出てくる権利があるのだといつたようなことを言ひ、言つて出てこられる場所もあるのですよ。そうすると、毀棄罪なんかは親告からはずれておりますと、毀棄罪自身だつてこれはもう警察が自分で自主的に介入できる権限があるのだというように言ひます。やはり出てくるわけですね。だから、こういう点は十分一つ御検討願つてやつてもらひませんと、立案者の方じゃもちろんそんなことをお考えになつてやつた問題じゃないでしよう、ないでしようが、組合員の諸君が言ひますと、まあちよつとしたことがいろいろな口実にされて、そして気の毒な立場に置かれたりした人たちがたくさんあるわけなんです。これはまあ事件が済んでしまつと労使双方とも全く、もちろん何であんなことをしたかというふうなことになることが多いのですけれども、どうもせつぱ詰まつているときには、ちよつとしたことでも理由にしたいんです。そういうものなんです。だから私は、この点は、一つ非常に慎重にやつてもらいたいという気持をもつておるのです。いろいろ御理解等も私はまあ若干得ていると思ひますから、それ以上のことは言ひたくありませんが、ともかくまあ毀棄というふうなものは、ガラス一つ割れたつて毀棄でしよう、極端に言へば……。まあ相当古びたいすなん

かがある。団体交渉なんかで力を入れておるのがあるんです。あるいは団体交渉が済んでから、みんな帰っちゃつた。帰つたあと、まあ交渉はうまくいかぬし、この辺で一つちよつと押した

ら何とかなるのじやないかというふうなことを会社の人が考えますと、あとからでもこわすかもしれぬ、で警察と連絡する。組合員にしたつてそんなものがこわれているかどうか、はつきりも知らないで、どうせほかのことが頭に一ぱいですから、帰つたあとですから。ところが、実はこわれておつたといふようなことを言われ出したら、これは切りがないわけなんです。だからそういう意味で、まあ皆さんが想像以上に労働組合の人としては実はこの問題を気にしてはいるのです。二百五条とか、二百八条の問題も、これはあります。毀棄の問題だけは、日常茶飯の問題であるだけに乱用をされ出したら全くかなわぬ、これは一つそういう点で私希望を申し上げたいと思ひます。なお、これが非親告罪になると、刑の關係からいつて緊急逮捕の対象になるでしよう、その点の見解はどうでしよう。

○政府委員(竹内壽平君) それは緊急逮捕の対象にならないわけでございます。○亀田得治君 違つてしよう。○政府委員(竹内壽平君) 二百六十一条の器物損壊の方は私の考え違ひをしておりましたが、緊急逮捕の対象になるわけでございます。○亀田得治君 従つて、二百五十九条の方も当然緊急逮捕の対象になるでしよう。紙切れ引っぱつてちぎれたといふようなこと。

○政府委員(竹内壽平君) 仰せの通りでございます。○亀田得治君 そうなりますと、全く正しい労働運動をやつておる人でも、こういう毀棄なんつていうことは、しばしばあつていいことじやないでしよう

が、起りそうなことなんです。それは緊急逮捕の対象までにされたら、まあそこで労使の問題が片づいたら、まあ幹部の一人か二人はと引っぱってしまつたら、それはあとから警察や検察庁だつたら、それはちよつと不当逮捕じゃないかと、裁判でごちやごちややつた場合、無罪になることはあるかも知れませんが、しかし、そのときはあとの祭でね、そのときの場所というものは、結局どうもこれは警察があつちの味方し過ぎるじゃないか、こゝういふ悪い印象を与えるようなこと、私は、私はやっぱりない方がいゝと思ふ。現状ではやっぱりその点が相当憂慮されますので、一つ十分御検討してもらいたいと思つておるのです。私どももそんなことも何も起すつもりでこれは言つておるのじゃないのです。

それから次に、今申し上げた労働組合の立場からの問題ですが、もう一つは、毀棄罪の一般的な考察をしてもらいたいと思つておるのです。それでは、暴力団の問題から出発してこの問題を検討されたわけでしょうが、私たちの方では、第一には暴力団の問題、第二には、労働組合の問題、第三には、暴力団にも労働組合にも関係のない問題がこれまたたくさんあるわけなんです。その点の考察というものが私はいやしくも刑法に手を付けられる以上は慎重に検討してもらいたいと思つておるのです。ともかく家の中でも、職場でもあるいは街頭でも、山でも、まあ人間生活はある面からいってみれば、物理的に物の形状をこわして、新しい物を作っていくことが、これが進歩になるかも知れない、一つのものじつとしておつたら、そんなものは進歩も

何も無い。だから、そういうものなのですから、毀棄なんというものはざらにある。そういうようなことでは、これは親告罪、ともかくこわされたから一つ何とかしてくれと言つて、結局親告罪になつておるわけ、これをはずしなれば、警察は人員とか、予算の面でどうなるつもりなのか、ともかくだれかが張つたビラを引きはがしたとか、あるいは山に行つて花などをちぎつていく、みなよくないことなんです。しかし、そういうことは道徳的に反省すべき問題で、これを警察、検察がやろうと思つたら大へんなことになりまふ。家の中で夫婦げんかをしておつて物をこわすとか、そんなところまでまきか介入してこぬだらうが、極端にいえば、そんなことはどこにでもおるわけなんです。こわされた本人が黙つておるのに、文句を言う必要はない。私は警察に聞きますけれど、この社会にある毀棄現象、これを警察の今の陣容と予算で一切犯罪ありと思量して全部取り調べられるかどうか、長官に一つお答え願いたい。

○政府委員(石井榮三君) 警察方にはおのづから限界がございますので、ありとあらゆる事犯をすべて漏れなく取締りをするということ、私は困難であらうと思つております。結局、事犯の性質にかんがみまして、緩急軽重の度合いを考えまして、警察力の許す限り法の秩序のため最善を尽すのが、現在の立場としてとるべき方策ではなからうかと考へております。

に、軽重を考へてはつて置くのだ、そんなことは建前としても言えないでしょう。私はその辺に、やはりこの毀棄罪というものへの扱いは慎重を要するものがあると思つておる。それでなければ、今長官がおつしやつたように、結局はこれを非親告罪にすれば、あるものだけをねらつてやつていく、こゝういふことになる。警察はそのねらいには、常習的なものでない、単独のチンピラだけをねらうのだ、こゝうおつしやうでしようが、結局より出していくわけですから、労働組合の方もより出される。ねらい撃ちしかこれは使えないことになるので、この条文は、私はこれが二年も三年もお互いに研究して、やつとしようとするものになる場合なら、私もそれに同意します。もう少しお互いにこれは研究の間を考へてほしいと思つて、こゝういふ意味で。

○政府委員(竹内壽平君) その点は先日も御質疑がありましてお答えを申し上げたと思つておるが、建造物の損壊とか、器物損壊あるいは文書の毀棄と云ふに、なぜこゝういふに制限されるか、と申しますと、「兇器ヲ準備シ」と、こゝういふことになりまふので、その凶器との照り返しと申しますか、そういう関係から、おのづからこの財産の範囲が限定されてくるのでございませう。こゝういふに理解をしております。

○政府委員(竹内壽平君) 法律上は財産といふものと、たとへば憲法の二十九条では財産権という言葉を使つておりますが、この財産といふ意味は非常に広範な意味であるといふのが一般の憲法上の解釈です。公法上、私法上あるいは一般法、特別法あるいは物権的、債権的あらゆる権利、それから無体財産のよゝうなものまで入るといふ解釈が一般的です。で財産といふば、私はやはり法律上はこゝういふ意味になるのじゃないかと思つておるのです。それで刑事局長のおつしやうの意味で用いられた例はないのじゃないかと思つておるが、もしこゝういふことなら、他人の物とかあるいは財物とか、こゝういふ表現を使ひませんと、おつしやつたようなその限定的な意味になつてこないのじゃないか。で物をとらへばこれは民法の規定でちゃんと有体物、形のあるもの、こゝういふにちゃんと規定しておるからこれははつきりしておる。それから財物といふのは、釈迦に説法のようなことになるのですが、刑法の二百三十五條等では財物といふ文字を使つておるわけですね。で、財産といふ場合には範囲が広いと思つておるが、もしも物とか財物といふ場合であつても、たとへば電気とか、物理的に管理の可能なもので含めておるわけですね。財物自体が相当觀念が広まつておるわけですね。だから刑事局長のよう

に、建造物あるいは器物といつたようなものを意味しておるのであれば、私は財産ではとてもそんな意味にならないのみならず、財物であつても私はまだそんな意味にならないと思つておる。あんなような意味なら、具体的にやはり生命、身体または建造物とかいふふうにしてもらひませんと、あとに明らかに疑義が生ずると思つておるが、この三つの関係はどうでしょう。言葉の使用の問題ですが。

○政府委員(竹内壽平君) 仰せの通り、財産といふふうに申します場合には、非常に広いものでございませう。しかし、こゝでそのような限定を受けるという場合は、加罰行為とされた集合罪の構成要件が先ほど申したように、凶器が使われるということが前提となつた財産の損壊でございませう。無体財産権のよゝうなものは入らないことは、これはもう明確だと思つておるが、それにいたしましても財産上の利益といふような意味のもの、あるいは債権、物権といったような、こゝういふ権利の侵害を意味するものでもないこと、これはまた明白であると思つておる。で、結局、私が申しましたような範囲に限定されておるものでございませう。その用語例はすでに行刑法のものにおきましておるのでございませう。で、それを踏襲したといふは踏襲したといふことなものでございまして、こゝういふ意味から申しますと、私の解釈はあながち恣意的な解釈ではないといふふうにお考へておるのでございませう。

○政府委員(竹内壽平君) その財産といふものをこゝう限定した意味で使つておる例は私は知らないのですが、どこにありませうか。

○説明員(辻辰三郎君) 第二百八条ノ二でいってあります財産でございますが、この財産はいわゆる財産から刑法上でいいます財産上の利益というものを除外したものであるというふうに理解いたしておるのでございまして、そういったものと、結論的には刑法の面におきましては、財物というものとほとんど一致してくだらうと思つたのでございします。ただ、その場合に、財物といいたしました場合には、窃盗とか、強盗の対象にならない、盗犯の対象にならないという疑いもございしますので、財物と書くことも若干疑義がある、こういうような意味から財産という言葉を使つたわけでございますが、先ほど局長が申しておりますように、本条におきましては、凶器を持って害を加えるところから、おのずからこの財産の対象が限定されてくる、かように考へておる次第でございます。

○龜田得治君 それはともかく財産というものが法律上はつきり姿を現わしておるの憲法の二十九条、これに対する解釈はもうほとんど憲法学者が一致しておる、非常に広い。その同じ言葉が出ておるのですから、やはりそのように、解釈をしなければならぬと私は思ふのです。そこでちょっと聞きますが、憲法上の財産の中には、憲法二十九条でいう財産という中には、営業権、これは入るでしょうか。

○説明員(辻辰三郎君) 広く財産と申しました場合には、御指摘のように、一定の目的のもとに、または一定の主体のもとに結合されました財産権の総体というふうなふうに理解すべきものであるというふうに、考へております。かような意味におきまして、憲法

とか、一般の私法の方は使われておるのだらうと思はれるのでございします。刑法の面におきましては、先ほどから申し上げておりますような、特に本条との関係におきましては、財産の範囲がおのずから限局されてくるわけだらうと考へておる次第でございます。

○龜田得治君 だから、あなたの方は、限定する意味で書いておるといふ、その考へ方は私はいいと思つた、その考へ方は私はいいと思つた、しそれであれば、たとえば普通財産といへば営業権も入ってくる。これはつまり労働組合との関係が出てくるわけです。労働組合は形の上でこれと同じ集合をやつたことがあるとしても、そんな何も生命や身体をねらつてやるわけがない、こんなことは、しかし、相手は営業をしておる人ですから、だからそこになんか出たりするわけでも、こういう財産というふうな不明確なものがある。だから、大体別府事件のような問題を考へても、私は生命と身体だけでいいんじゃないかという感じがしておるのです。それでまかなえないのかね。それでも、まかなえないとするならば、いや建物も保護したいのだとかいうならば建造物と書くとかね。そうしてもらわれない、財産と書くだけでは当然営業権のようなものも含まれてきます。その点を私ども心配しているわけなんです。それから先ほど「財産」というものが限定された意味で使われておった何か例等があるようなことをおっしゃったのですが、あればその点一つ御参考にお聞かせ願ひたいのですがね。

命、身体、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコト」こう書いてありまして、まあ「自由、名譽」というようなものが凶器を準備してまあ凶器を使用するような場合が考えられますので、そういうものが入らないという趣旨からいたしまして、一般的に脅迫の対象になりますのは、まあ生命、身体あるいは財産という意味からいたしまして、まあこれを三つ並べておる例から考へても、これを除外するということはおかしいのである、といつてその範囲はおのずから限定されておるといふ意味でたゞいまおっしゃつた営業権といつたようなものももちろん入らないという考へてございします。

○龜田得治君 いや、それは刑法二百二十三条はその営業権などは入らないという意味での「財産」ということはどうして言えるのですか。「財産」と書いてある以上はいわゆる「財産」であつて、営業権なども全部入るでしょう。お前の営業をつぶしてやるぞという脅迫をしても、これに該当しないのですか。するでしょう。

○政府委員(竹内壽平君) 百八条ノ二の「財産」はもろろん広うございします。ここに、集合罪にいう「財産」が今言つた凶器を使って害を加うやうな対象になる財産ということになりますので、おのずから今申しましたような範囲に限定されるというふうな解釈いたすのでございします。ただ、その「生命、身体」と並べて「財産」を保護の中にいれるということの意味は、二百二十二条にもそういう前提がありますというこを申し上げたのでございします。

○龜田得治君 ちょっと無理じゃないですか。ともかく「財産」という言葉の意味は、憲法解釈としてもはつきりしておるし、それから刑法のほかの条文でもそういう広い意味で使つておるのに、この際だけ別な意味で解釈せよといつても、それこそ昨日法務大臣が法律がよくひとり歩きするやうなことを言つておるわけですがね。ほかの意味と同じようにこれは解釈される方が可能性が強いんじゃないですか。

○政府委員(竹内壽平君) もちろん法律の解釈は裁判所の最終的に示すところでございますが、条文の構成要件の置きどころによりまして、先ほど来繰り返し申しますように、凶器を使って害が起つてくるやうな財産、こういうことはこれはまあ幾らひとり歩きをいたしましてその解釈は裁判所がまた示されるであらうということはおわれわれ今まで法律を扱つてきました者の常識といたしまして、この部分が天馬空を行くやうに違つた解釈が出てくるということはおも考へられないのでございまして、それは「財産」とそれをしほつた「財産」の中の、しほりはかけたりませんが、害を加うべき「財産」、それは凶器を使用して、こういうことでございしますから、そこにおのずから無形の物に凶器を持ってやるやうなということになりますと、これはまあ少し現実離れをしておることになるわけです、やはりこの凶器を使って害を加うべき対象となる「財産」ということになりまして、憲法でもって認めております「財産」の中で、それになじむと申しますか、ふさわしい対象、そういう「財産」こういうことになりまして、そうなつてくると、自然にその範囲が限定される。そういうふうな解せられるのでございします。

○龜田得治君 大体凶器というものは、この生命、身体に対するものだからね。裏面、逆の面から言つたらこんな「財産」なんといふことは要らぬじゃないですかね。

○政府委員(竹内壽平君) 仰せの通り、そういう考へ方も成り立つわけでございますが、凶器を示してというものは、暴力行為の法律にもございまして、二百六十一条の罪を犯したということ、二百六十一条の器物損壊をするというまあ書き方なんでしょう、これは凶器でもつてこうやるという意味ばかりではなくて、それが凶器を示しながら二百六十一条の罪を犯すということ、違法性があるというふうな考へたわけで、同じような考へ方なんでしょう、しかしながら、凶器ということ、自然財産の範囲も同時にしほられてくる。こういうふうなまあ解せられるわけでございます。

○大川光三君 ちょっと今の「財産」の問題ですが、まあ簡単に割り切つて有体財産ですね。こういうことには言えませんか。ここの「財産」というのは。

○説明員(辻辰三郎君) 大体仰せの通り、有体物ということになるわけですが、不動態をも含むという趣旨を明らかにいたしたために、財物というその点まぎらわしい言葉避けたいという含みもあるわけでございます。

○大川光三君 ちょっと例をあげて申しますと、工場の中に引き込みられておる電力線を切つてしまふ。

ういうときにはどういふ罪になりますか。やっぱし営業権の妨害といひますか、営業妨害といふことで、亀田君の言うように、営業権といふものも「財産」のうちに入つておらぬと。電力線を切つてしまふ、工場の機械の運転をとめてしまふといふような具体的な場合にはどうなるでしょうか。

○説明員(辻辰三郎君) たいまお示るような事例の場合、本条に該当するといふふうな考へております。

○大川光三君 そうしますとすね、電力線を切ることによつて工場に該当するといふことになれば、その侵害されるものは何なんでしょうか。やはり営業権ではないですか。営業そのものじゃないですか。

○説明員(辻辰三郎君) その点にかゝるこの電線という器物が毀棄される。電線に対して害を加えるといふ点で、本条に該当するのじゃないかと考へておる次第でございます。

○大川光三君 おかしいですよ。そんな電力線などは目的じゃないのです。電力線を切ることによつて工場の機械の運転をとめようという、機械の運転をして電線を切るのですね。ただ、電線を切つただけで財産侵害だといふだけではわれわれはちよつと満足できないですが、いかがですか。

○政府委員(竹内壽平君) たいまお参事官がお答えしましたように、本条はまあ暴力を処罰する規定の次に置いた規定でございます。刑法の置かれております位置から申しますと、個人の財産権を侵害する、あるいは個人の犯罪と申しますか、そういうところに置かれて位置から申しまして、今

お答え申し上げたように、物そのものに対する考へ方、つまりその電線を切ることによりまして、背後にありますがところのその電線が引かれていた工場を持つ営業権、その工場を持つております者の営業権といふものにも侵害が影響してくるかも知れませんが、さしあたり二百八条の考へておりますのは、物自体を目ざしている、その重い罪ではないわけなのでござい

○龜田得治君 そういふ意味ならともかく、この財産は、今までのほかの法律とは違つた意味で書かれていたことになりまして、もう少し明確にやはりしてもらいたいと思ひますね。このままでは営業権等も含む意味にどうしたつてなつてきまして。ならぬといつても、財産といふ言葉の意味自体が刑法のほかの条文でもそういうふうに使われているのだから、ほかで使われていないのなら別でなければいけません。それで電線を切つたような場合のことは、単なる器物としての扱ひといふ意味なら、建造物と器物とここに二つ入れてもらへば、あるいは大川委員のおっしゃつたようなふうな表現でもいいわけですが、これは不動産も入りますよ、有体物に。これは民法の解釈上不動産も含めた意味です。そういうことの方が私は正確だと思ひますので、これは一つ研究してもらひたい。

それから次に凶器であります、これも昨日たびたび御質問等もありましたがこれは古い判例だと思ひますが、旧法時代の人を傷つけたりする危険性があれば棒きれ一つでも凶器とみなすといふ判例があつたと思ひますが、

その点どうでしょうか、そういう判例があつたように私どもは聞いています。ですが、お調べでしたらお尋ねしたい。

○政府委員(竹内壽平君) 棒きれが凶器であるといふ趣旨の判例をした判例は私存しません、凶器を説明したものの中には、かなり広い意味ではなつてないかと思はれるような趣旨の判例したもの、これは非常に古い明治三十九年の四月十二日の判決にかなり広く認められております。要旨を讀んでみますと、これは旧刑法でござい

ます。「刑法第三百七十条ニ所謂兇器ハ人ノ身体ヲ殺傷スヘキ特性ヲ有スルシ人ノ身体ヲ殺傷スヘキ特性ヲ有スル一切ノ器具ヲ包含スルヲ以テ或器具カ刑法第三百七十条ノ意義ニ於テ兇器タルヤ否ヤハ器具其物ノ構造カ人ノ身体ヲ殺傷スルニ適スルヤ否ヤニ依リテ定マルヘキモノニシテ其器具カ特ニ人ヲ殺傷スルノ用ニ供セラルモノナルトハ之ヲ問フコトヲ要セス」、こゝういふふう

に判示いたしてあります。これは性質上の凶器ばかりでなくて、用法上の凶器も含むのだといふ趣旨の判例だと思ひますが、用語だけをすらすらと読みますとかなり広いようになっておりますが、その後これに関する判例が相次いで出ておりますが、今の判例で用語はそうなつておりますが、それじゃそのときの凶器とは何を議論しておつたのかと申しますと、これは、なたでございませう。なたが凶器だといつておる判例でございませう。

力のあるものは、使う場所によつて凶器と認められる危険性が相当あるわけですね。殺の方はいまありませんから、ぬが、殺傷となつてはいるのですから、傷の方になると大がいのものはこれを凶器、人間のつめまでこれはそうです。これはみんな持っている。傷にならばみんな入つてくる。だから非常にその辺の範囲がばく然としてゐる。この明治三十九年四月十二日以降の判例では、相当しほつた表現等を用いてきているのかどうか、その点はどうでしょうか。

○政府委員(竹内壽平君) これは明治四十年には新刑法に変わつておりますので、持凶器殺傷の持凶器の凶器といふ判決はその後にはあまり見当らないのでございませうが、きのう申し上げた古い判決、明治三十六年の三月六日の判決が一つあるのでございませうが、さらに三十九年九月四日の判決が一つあります。この三十九年九月四日の判決は、出刃ぼうちやうと大型のやすりを凶器とした判例でございませう。で、判例は、明治四十年、三十九年あたりが最後になつておるわけでございますけれども、その今言つたような性質上の凶器、用法上の凶器と、そしてそれらを一切含むのだといふことを申しておりますが、認めておりますのは、なたと大型のやすり、あるいは出刃ぼうちやう、こゝういふたやうなものであります。ところが、凶器といふ言葉を持つておらないんじゃないんです、使つておる場所もありませんが、いつも問題になりませう選挙法の中に凶器に相当する用語が使つてあるわけでございます。それによりまして、人をして直

ちに危険の感を抱かしめるような、視覚上危険の感を抱かしめるようなものでなければならぬといふことになつております。その後の判例といたしましては、今の性質上の凶器、使用上の凶器のほかに、さらに視覚上人をして直ちに危険の感を抱かしめるようなものといふしほりがかかつてきていふと思つたのでございませう。これは、そういう点は社会通念上きめるべきこととてございませう。しかし、きのうも申し上げましたように、凶といふ語感からくる感じ、これを無視するわけにはいかないのでございませう。過去の判例から選挙法で定めております凶器に相当する危険なる器具の判例等から見まして、私どもの法務省がずっと長い間とつて参りました行政解釈、特に破防法にありますが凶器といふ意味等につまきまして、今の性質上の凶器、用法上の凶器であり、かつ、社会通念から見て、視覚上、人をして直ちに危険の感を抱かしめるような器具、こゝういふふうな私どもは定義をいたしまして、そういう趣旨で運用を誤らぬようになつておるのでございませう。

○龜田得治君 大へんその辺は微妙な点がありますが、これは一つ記録の上

に明らかにしておきたいと思ひますから、具体的にお聞きするわけですが、通常のナイフですね、まあ私たちが鉛筆などを削つたりするとき使う小さなナイフ、それから旗ざお、それから旗ざおの先の金具ですね、金具がついて

いるものもあります。それからプラカード、つえ、それから大きな石は別として、小さな石、こんなものは、まあこんなものを使つていいといふ意味じゃないですが、こゝういふものは、先ほど

の定義からいうと、直ちに人をして危険を感じしめるものではないから、これはここでいう凶器ではないというふうに理解していいですか。

○政府委員(竹内壽平君) たいいまお話の各器具は、仰せのような趣旨のものと、私どももここにいう、いわゆる凶器には当たらないというふうに解釈をいたしております。まあ竹さおは、山崎の芝居にもありますように、先をとがらせました竹やり、こういうふうな、やりの形を作ってしまったおるようなものにつきましては、これは凶器というふうにいわれる場合があるかと思いますが、通常の形における竹さお、旗さお……。

○龜田得治君 旗がついているもの。○政府委員(竹内壽平君) そういうものや、プラカードの棒であるとか、そういうふうなものには凶器にならうはずがない。一見、社会通念上、危険の感を抱かせるものではございませんので、そういうものは凶器に当たらない、かように解釈をいたしております。

○龜田得治君 一応それで安心できるわけですが、そこでこの凶器を、やはり私は財産と同じように、これも疑いを残さないように、銃砲とか、刀剣とか、まあ暴力団がなぐり合いをやるというときに使うものは、大体わかるわけですから、そういうものを具体的に書くわけにいかないでしょうか、凶器という文字のかわりに。

○政府委員(竹内壽平君) その点も、立法当時に、大いに私も部内で議論をいたしたのでございます。できるならば、ただいまの最近の法律は、すべて凶器というような言葉をあまり使っておりませんので、そういうふうな凶

器という文字のかわりに、少し長くなくても、ここへ書き込むことはできぬだろうかという点で研究をいたしたのでございますが、何と申しましたも、刑法ではあまり長々しい定義めいたものを書かないのでございます。しかしながら、さればと申して、概念が明確でなくてははいけないのでございまして、長い間の旧刑法の持凶器ということ、判例も若干出ておりますし、この解釈につきましても、ほほ確立しておるように思われますので、立法技術上の見地から、凶器で大体理解し、解釈運用に誤まりがなからうというふうな考え方になりまして、法制審議会の御審議も得たわけでございますが、法制審議会でも、若干の議論が出ましたことは速記録でおわかりと思ひますが、まあまあこの辺でよからうじやないかというのが結論であったように思っております。

○龜田得治君 たとえば、この軽犯罪法の第一条の二号ですね、これなんか割合はつきり書いてあるんですね。刃物、鉄棒その他人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具、こういうふうにして書いてある。これだけでも、説明を待たないで割合はつきりするわけですね。こういうふうな表現でもいいわけではしょうが、まあ刑法は、なるべく簡単に書くという建前が法律の中にきまっております。まあ別にそういう建前が法律の中にきまっております。まあ別にそういう建前が法律の中にきまっております。まあ別にそういう建前が法律の中にきまっております。

○政府委員(竹内壽平君) 「兇器」という文字のかわり、今軽犯罪法の第一条の二号に書いてあります文字を置きかえて、この集合罪の規定を読みかえて見ますと、おそろしく重複して、わけのわからないような規定になるように思っております。ですから、まあ刑法の規定をいたしましては、簡潔に書くということで、私どもの舌足らずのようなどころも、今の法律的な考え方からしますと、もう少し詳しく書きたいというふうな点も、割愛せざるを得ないという関係になるわけでございますが、大体この軽犯罪法的一条二号の規定は、「隠して携帯」ということで、特にこういうふうな強盗に出るおりますが、考え方からしますと、この凶器というふうな書いた方が範圍は狭いんじゃないだろうかという感じもいたしておるのでございます。

○龜田得治君 範圍は、あなたはそう解釈しているから狭いかもしれぬが、たとえば、この軽犯罪法の条文を利用するとすれば、上の方はよろしい、まあ長たらしいから、それで下の方だけでも利用して、通常人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具、こういうふうなでもやれば大体はつきりしてくるわけですね。まあこれは一つこの点で、次に移ります。

○政府委員(竹内壽平君) 「兇器」という文字がいろいろありますが、これはなかなかまたちよつとはつきりしない。で、いつでも使用できるような状態に置くこと、こういうふうな御説明のようですね。だけれども、私はそういうことは、この文字そのものからは簡単にでてこぬのじゃないか。で、たとえば一カ所に凶器を集めた、しかし、そのままで使えない、多少手入れしなければならぬ、こういう場合には、あなたの説明だと、準備したこと

になるのかならぬのか、はなはだ疑わしいわけですね。しかし、社会的な概念としては、準備というものは、いろいろのことがずつと重なって行くわけですから、準備段階というものはいろいろあるわけなんです。言葉でも、第一次準備とか第二次準備とか、その第一の準備、第二といったような程度のもは入らない意味なのかどうか。ただ準備自体と申して、これは全部入るようには私は思いますが、それはどうでしょうか。

○政府委員(竹内壽平君) これは、ここではその第一、第二、第三というふうな、準備行為に幾つかの段階があるといいたしますれば、最終段階の準備をさすものだと解釈されるのでございまして。たとえばピストルを準備したとしても、これはみんなさびておいて、油をつけたり何かしなければたまたま出ないというふうな、旧軍時代に地下に埋めたピストルを掘り出して、そこへ集めた、それが準備だというふうには、私どもは解釈いたさないものであります。ここにいう「準備」というのは、一定行為に使用し得る状態で準備されるわけでございますから、使用して、使用できないわけですね、今のよるな場合には、そういうのは、広い意味の第一段階の準備には当るかもしれませんが、ここにいわゆる「準備」と申しますのは、直接携帯するとか、運搬をするとかというものは、必ず身につけていくもので、事情を知らぬ第三者に、トランクの中に入れておいて、持っている人は何を持っていかぬのかかわらない、ただ持たせている。しかし、持たしている人は、その中には日本刀が入っていると、あるいは

ピストルが入っていると、かというところを知っておれば、まあそういう状態があれば「準備」だと、こういうふうな理解をされているのでございます。

○龜田得治君 このまあ犯罪がです、今からすぐ殺傷を始めると、そういうことを前提にしての条文であれば、今の御説明のようなことも成り立つと思ふのです。しかし、必ずしもそういう切迫した段階をこれは考えておらぬと思ふのです。そんな切迫した段階であれば、私はもつと刑法の重い条文の共犯等でやれる段階がたくさんあると思ふのです。そうじゃないに、そういう切迫せぬ状態であっても、もつと手前の方でこの問題を押さえて、こういうところにあるわけですから、そういう趣旨から考えると、もうすぐ利用できるような状態であればこの「準備」じゃないというものは、若干おかしと思ふのです。多少油を引いたり、みがいたり、ちよつとすればいいものが一方所に相当数集めてあるということ、これは、私は「準備」だと思ふのですよ、この法案がねらう意味の。そうならぬでしょうか。

○政府委員(竹内壽平君) これは「集合」と「準備」との関係を見ていたいただきたいのでございますが、なるほどその所期したなぐり合い、あるいは出入りという、そういうふうな行為からは若干時期的に、時間的に離れて、少し前の段階、いわばそういうものの子備として、これは罰しようとする規定でございますから、前の段階でありますことは申すまでもありませんが、集合が、ただ集まっただけで違法だというのじゃなくて、集まる人たちが、先ほど来申し上げます、人の生命、身

体、財産に対して害を加うべき目的を持って集まりでなければならぬと同時に、その集まりの際に、凶器が準備された、こういう状態が違法だと、こういうのでございますから、集合体ができまして、その準備されておるといふ条件、これはそんなに時間的に離れたものであってはいけませんので、やはりこの集合と準備とが接合しておる。これはどうしても考えなざるを得ぬ。しかし、その先にありますところの目的に当っておる出入り行為、いわゆるけんか、なぐり込みといったようなものは、それはもとより時間的に先であつても差しつかえない、こういう考へであります。

○龜田得治君 いや、私もそれはこの集合、準備、目的、これは皆区別して考へておるのですがね。けれども、こういう趣旨の犯罪を取り締らうというのに、凶器を準備した状況が、直ちに使い得るような状況でなければ準備にならないというのがおかしいのです、その点が、目的がおかしいのです、凶器が相当どこかの場所に集められて、で、それは若干手入れをしなげやならない、ならないけれども、もう危険性は同じことだし、しかも普通の意味でいう準備の概念にそれは入っているわけですね、そういう行為が、だからあなたの言うような意味なら、凶器をいつでも使用し得るように準備をし、またはその準備あることを知って、こうしておけばいいです。ただ準備といへば、これは広い概念です、普通は。そしてその広い概念を用いたからといって、広い概念で解釈したからといって、不都合なことは私はないと思うのです、この場合に、これは法

制審議会等では、そういう点の疑問等はなかつたのでしょうか。

○政府委員(竹内壽平君) その点の疑念がございまして、速記録にも出ておるはずでございますが、この「準備」というのは、初め用意という言葉をしきりに言つたわけでございます。で、用意という言葉は、まあ競走のときも、レーダーという言葉を使うわけであつて、まあスタート寸前の用意なんでありますが、あれと同じような意味でも、そんな言葉の意味からして、離れたものを考へてもいいじゃないかという議論ではなくて、ほんとうを言へば、刀を準備しておるところへ、つまりその刀の存在しておる場所に集まる——まあ逆な言い方をすれば、そういうたような場合が典型的なこの集合罪で、それで狭過ぎるから、いつ何とぞでもすぐ手当をすれば持つてこれるような手近なところにそういう刀が準備されておるといふことでもいいじゃないかといふことで、まあ一番狭い議論をされる方は、刀のある場所に集まる、そういう場合がここにいわゆる集合罪だといふ議論をされておるのでございませう。しかし、そこまで狭く解釈する必要はないが、さればといつて、集まった場所からあまり手の届かないような遠いところに刀が準備されておつても、それはここにいわゆる集合罪の場合の「凶器ヲ準備シ」という中には入らないといふ議論でございまして、結局私が、今申し上げておるようなところに落ちついたといふことになつております。

○委員長(青山正一君) ちょっと速記をとめて。  
〔速記中止〕

○委員長(青山正一君) 速記をつけ、四時四十五分まで休憩いたします。午後四時十九分休憩

午後五時十四分開会  
○委員長(青山正一君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○龜田得治君 二百八条ノ二の集合罪の刑罰の点ですが、第一項が二年、第二項に規定されておるわけですが、まあ犯罪の性格からいって、第二項の方が軽過ぎるのではないかという感じがするのですが、おそらくはかの刑法の刑

期などからきておるのだと思ひます。第一項と第二項の比較自体から考へますと、その点だけを考へてみると、こういう犯罪といふものは、やはり中心になつてあやつつておるまあその親分といふか、こういう計画を推進しておる中心人物、やはりそれが一番問題ではないか、そういう観点から第一項といふものが設けられたと思ひますが、そうであれば、刑期の決定もそれにふさわしいように、もっと差をつけるべきではないかという感じがするのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(竹内壽平君) まことにごもっともな御質問でございます。部内でもいろいろ立案に際しまして討議をした問題の一つでございます。大体このういふふうに落ちつきましたのは、第二項は、いわば第一項の教唆犯のある者を取り上げたのでございませう。で、御承知のように、共犯の方から参りますと、教唆犯は正犯に準ずるといふことになつております。まあ正犯と大体同じ刑を課するのが建前になつており

ますが、今仰せのような趣旨を考へまして、重く処罰することにいたしましたのでございませうが、権衡の点につきましては、一項の集合罪を二年といふことにいたしましたも、これを五年に引き上げるというのも少し高過ぎます。といつて四年という法定刑といふのも、これもとらわれるといへば、とらわれ議論でございませうけれども、ないの落ちつたような次第でございませう。

○龜田得治君 この第一項は、いわば親分の命令で集まつてくる場合が多いわけですが、そういう社会における実情を考へると、どこそこへ集まれ、こういう指令が出る、まあ半ばこれは強制的だと思ふんですね、ある意味では。だから厳密に言へば、いわゆる期待可能性等を欠く場合もあるかと思ふ、実際はその厳密な意味の期待可能性といふことじやなしに、そういうことすら言えるやうな状況です。しじぶで集まつて行かないと、あと仲間から、はずれなければならぬ。そういう者すらもやっぱ第一項であるわけですね。第二項は、この人がやはり準備をし、計画しているわけなんです。非常な差があるんですね、質的に私は違ふと思ひます。で、たとえば刑法の騒擾罪の百六条、百七条等を拝見いたしましたら、中心人物の首魁といふものと、そうでなく、そろそろついでに行くものと、非常な区別をしておるんですね、扱ひ方に。私はそこまでの区別をつけていいかどうかは別として、やはりこういう集団的な犯罪では、その点を厳然とやはり区別して行くべきじゃないか、そういうふうにお思ふんです。あまりにも近過ぎておる。で、騒擾罪

の規定等に比較して、その点にはなはだしく、私ちょっと不つり合ひだと思ふのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(竹内壽平君) ただいまのお考へのような考へ方も、確かにそういう面もあるかと思ひます。しかしながら、この二百八条の第一項に、命令によつて子分どもが集まつた場合ももちろん入りますが、そうでなくて、全く命令に基づかずにお互いに集まつたと、そういうふうにして集まつた場合、命令に基かずして集まつた場合の処罰規定を二年と考へますと、命令によつて集まつたような場合は、なるほど中には集まりたくなくとも集まつたという者もあるかと思ひます。そういう意味において、期待可能性もない者もあるのじやなからうかという御懸念でございませうけれども、この組織的な暴力団といふのが主としてこれに当るわけでございますが、そういうものの中には、はね返りもいるわけですが、命令の出ることが、いかにもおそかつたと言ふようなやからも少なくないと思ひます。そういうのは、親分の命令を受けて出たからといつて、犯情が必ずしも軽いとは言へないのじやなからうかといふ点も考へられます。そういう点を、偶然集まつた者と命令によつて集まつた者とを考へてみまして、しかも目的を持って集まりまして、目的を持って集まつた者の中で、凶器を準備しておる者、あるいは準備しておることを知っておる者、この者だけが処罰されるのでございませう、そういう点を考へますと、まあ二年が相当であるか

の規定等に比較して、その点にはなはだしく、私ちょっと不つり合ひだと思ふのですが、いかがでしょうか。

どうかということ、これはその他の殺人予備罪等の刑の権衡を考へて、このように集まっていますが、まあ並行的に、並列的に集まった者、命令によって集まった者、この両者を区別するだけの違いはなからうというふうに考へたわけでございます。

○亀田得治君 実際問題としては、命令なり指図を受けて集まってくる、こういうことが多いのではないかと考へるのですが、その点どういふふうに理解してありますか。

○政府委員(竹内壽平君) ちよつと御質疑の意味が……。

○亀田得治君 二百八条ノ二の第一項には、命令によって集まった場合、あるいは命令がないのに自主的に集まってきた、両方が予想されるという御説明ですが、実際問題としては、親分からの指図のないのに自然に集まってくる、そんなことはあまり予想されないのです、やはり命令なり指図と言いますか、つまり集合せしめるといふ行いがあることが多いのではないかと考へるのですが、その点どういふふうにお考へになりますか。

○政府委員(竹内壽平君) それは仰せのように命令によって集まる場合が多からうと思ひます。しかし、何々一家の若い者と、また別の一家の若い者とが会って話し合ひ、別に親分の命によつたのではないのであるけれども、一緒になるというふうに見られる事例も、実際問題としてこれまた少くないようでございます。そういう意味で、並列的なものと命令によつて集まる者と、両方を罰することにした方がいいという事になつたのであります。

○亀田得治君 そうすると、この命令

によつて集まった者については、取扱いはどういふふうにお考へになつておるのでしようか。まあ自主的に集まった者は、これは、多少重く扱われるのは当然ですが、ただ、命令によつてぞろぞろ集まってくるような者と、第二項の集めた者との関係は、この法律に表われた点からいくと、同じような扱いをされるような感じもしたわけですが、そういうことでは、はなはだつり合ひが取れない。そういう場合には、やはり中心の人物をしつかり押える、こういうことが私は重大だと思ふので、その辺はどういふふうにお考へてしようか。

○政府委員(竹内壽平君) 今お尋ねの趣旨は、命令をした者がみずからもこの集合体に参加するといふ場合でございますし、それとも……。

○亀田得治君 いや、する場合もあるし、せぬ場合もある。命令だけしつぱなしの場合もある。

○政府委員(竹内壽平君) 命令をしつぱなしの場合におきましては、この凶器を準備し、あるいは準備あることを知つて集まる場合には、これはもう単純な一項の教唆犯といふことになるわけでございます。それで、そういう教唆犯の中で準備し、準備あることを知つて集合した場合には、これが二項になる、こういうことになるわけでも、もちろん二項の方が犯情は重いわけでございます。まあこういう集團犯罪と言ひますか、この種の組織的な犯罪におきましては、もちろん主になつてやりました者が重く罰せられるのでございまして、一項に該当するからといつて、みな二年になるわけではむろんないわけで、犯情によつて、ある者は起

訴猶予になる者もありましようが、まあ処罰されるといたしましても、量刑そのものが低いのでございまして、大したことはないが、二項の方にありますれば、その集めた人数その他によりまして、犯情もおのずから違つてくると思ひますけれども、こちらが重く処罰されることは当然でございます。

○亀田得治君 それにしても、法定刑が三年といふことで、もう上の方がこれできまつていられるわけですから、相当悪質な集合行為の命令をやつた者でもはなはだ軽い、これは、私はもう少し重くあるべきだと思ふ騒擾罪の百六条では三つに区分して、首魁は一年から十年、不解散罪の百七条にして

も、首魁が、中心人物が三年以下の懲役で、そのほかの者は罰金だけで、非常に中心人物といふものをねらつておる。私はこのねらいは正しいと思ふのです。だからさういふふうにしてもらつた方が、私は暴力団対策としては適切だと思つていられるわけですが、それから関連して聞きたいおきま

すが、こういう集團的な犯罪ですね、まあこの問題に限らず、いろいろあるわけですが、さういふ場合のこの扱い方ですね、一般に起訴の仕方とか、たとへば起訴の範囲とか、こういう点についての法務当局の考へ方ですね、私どもときどき疑問を持つ場合があるのです。どういふ点かと言ひますと、まあ中心人物をつかまえて、これに對して相当強い態度に出る、これはよろしいのです。ところがその関係のある者を洗いざらい被告人にしつたりする場合があると、ところがよく調べてみると、その人はたとへ有罪になつたとしても、起訴された通りであれば罰

金刑にすぎない。そういう方が、さういふ集團犯罪なものですから、それだけを裁判するわけにいかないといふこととで五年も六年もその裁判で引つかつておる。さうすると、さういふ人はもう若い人が多いですから、さうすると、もう結婚にしても就職にしても、みんな差しつかえるわけですね。ずいぶんさういふことで苦しんでおる人を私聞きました、これは、そこまで行くと、もうその人が有罪になつて安んじ罰金ぐらゐといふことは、もう法律できまつていられるから、それ以上のことではできないんですから、それんな人に何年間もさういふことをするといふことは、はなはだ矛盾があると思ふんです。これは、しかし、法律はさうなつていられるから仕方がないんだとおつしやるかも知れませんが、そこに私はさういふ集團犯罪の扱ひ方の基礎方針といふものが、やっぱり一定の常識的な限界があるんじゃないかと思つておるんです。その限界といふのは、中心に向つては強くいて、あとは、結局はその中心があるから起きておる問題なんです。さういふ考へ方をはつきり持つておられるんなら、この二百八条ノ二の点が、もう少し処理の仕方があると思ひますが、一般的に、さういふ集團犯罪についてはどういふ御見解でおやりになつていられるか、お聞きたい。

○政府委員(竹内壽平君) 集團犯罪の処理の方針につきましては、亀田委員のおつしやる通り、洗いざらい取り込むといふようなものが、刑事政策的に見ましても、また、一般他戒の効果を

發揮する意味におきましても、また現実の裁判の運営の問題からいたしましても、いかなる点から見ても適當でないことは、私も重々承知いたしております。かの日露戦争後の日比谷の焼き討ち事件として、まあ私も当時の事情は知りませんが、書いたものによりまして見ましても、相当大へんな事態であつたように思われます。その当時起訴された者は、たしか七、八名か十名前後であつたと思ひます。そのように、主犯と申しますか、その主導的な立場の者だけを訴追することによつてその効果をあげて、また、それによつて刑事目的を果しておるようになつておると思ひます。それに反しまして、決起行為に出ましたいわゆるメーデー事件のようなものを見ますと、まあ多数の百何十名といふ被告が出てくる。さういふたような事態で、それは、何でも法に触れる者は引つくるんだといふような趣旨から出たものではございませぬ、これはまあ時代も違つても、自分の行動のみならずは主張しませぬし、自分の行動もみずからは主張しませぬし、もうすべて黙つておる、さういふことではございませぬ、まあ裁判の結果を見て、その人の行動の情状を判断するほかないといふのが今日の実情のようでございます。その点、非常に私どもも遺憾に存じております。その他の平事件といひその他の事件におきましても、大体さういふような最近の事件は、さういふ状況でございます。さういふ点は、もちろん被告人は黙秘権を持つておるのでございませぬ、その黙秘権を行使することによつて、いなやのあらうはずはございませ



告罪と同じ扱いにする、ちよと非親告罪と親告罪の中間のようなものがね、どうもそれだけの考慮が必要なのではないかと思うのですが、なかなかこういふ事件について、今の現状で、ともかく事件が起きたらもう娘さんの意思を無視して、片っぱしからどんどんやっ

ように考えておるのでございまして、非親告化したからといって、被害者の意思を無視して処分すべきものでないという事は、これは親告罪に限らず、ことに個人的な名譽、個人的な財産に対する犯罪といったようなものにつきましては、被害者の意思というものを十分尊重して、運用の上に出して行くということが檢察運用の妙であるというふうに、こういうふう

関連をして若干お尋ねしなければならぬかと思ひますが、一応、私の暴力関係の刑法の規定に対する質疑は、この程度にいたしておきます。  
○大川光三君 亀田委員たいぶお疲れのようでございますから、少し応援の意味で質問させていただきます。  
この刑法の百五条ノ二について竹内刑事局長に伺いますが、この刑法の一部を改正する法律案の提案理由の御説明によりまして、暴力取締りに関する部分として、百五条ノ二をお取り上げ

のであります。  
○政府委員(竹内壽平君) たいだいま大川委員の仰せのような意味におきましても、もしこれが暴力立法であるならば、脅迫の章に置くべきではないかという議論もあるわけでございます。現に学者の中にそういう議論をなさる方もあるのでございます。私どもは、この規定を暴力立法と銘を打って御説明を申し上げておるわけでございます。この種の暴力、お礼参り行為を処罰しようという考えにはかならないのでございまして、このお礼参り行為というものは、一体、終局的には何を保護せんがためにそういうことを処罰するのかわかりませんが、保護すべき法益は何れかということになりますと、まあ被害法益と申しますか、保護すべき法益は何れかということになりますと、私は二つあると思うのでございまして、一つは、申すまでもなく、刑事被告事件の被害者等の証人の個人的な平穩を保護しようという点でございまして、同時に、これはただいまの刑事裁判におきましては、証人の証言なくしては裁判は固まらないのでございまして、さればこそ、憲法も証人に証言の義務を課しておるのでござい

といふことをいろいろ考えたのでございしますが、やはり國權の作用である刑事法の適正な運用という点に、その地位を与えるのが最も適切であろうといふことからして、百五条ノ二としたのでございまして。  
○大川光三君 他に大和さんの御質問もあるようでございまして、いま一点だけ伺ひたいと思ひます。  
文章の解釈でございますが、百五条ノ二の「強談威迫」といふことは、これは一つであるか、二つであるかという事は問題なんでしょう。逐条説明では、「強談」とは、「他人に對し言語をもつてして自己の要永に必ずべきことを迫る」ことをさすとおっしゃった。「威迫」とは、「他人に對し、言語、拳動をもつて氣勢を示し、不安困惑の念を生ぜしめる行為」を言ふと、かように二つに分けての御説明でございまして、条文そのものを見ますと、「強談威迫ノ行為ヲ為シタル者ハ」といふことになっておるもので、強談、威迫という二つの要素が備わったときに初めて処罰の対象になるのかどうか、そのいずれかでも処罰の対象になり得るのだといふのか、その点を伺ひたいと思ひます。  
○政府委員(竹内壽平君) 強談威迫の行為をなしたと、こうありますので、この強談威迫を一つの概念といふふうに見るか、區別して、つまり強談であつても犯罪になり、威迫であつても犯罪になるといふふうに見るかという点につきましては、私どもは別々に考へておるのでございまして、強談もしくは威迫の行為があつたといふふうに解釈をいたすべきものと考へておりま

か。  
○政府委員(竹内壽平君) 制度といたしまして、全然考へられないといふふうには申し上げかねるのでございまして、親告罪にしておいて、このような犯罪がもし助長されるといふようなことになりまして、これは取扱い上非常に考へなければならぬのでござい

○政府委員(竹内壽平君) その点は部内でも議論したことがありますが、立法例として、どうも見当らないようでございます。  
○亀田得治君 大体、暴力関係の規定は、私としては一応——あと大和君が何かちよとあるようですが、この程度にしたいと思ひますが、ただ、最終的には例の「請託」の問題、それから「公務員」の解釈の点、それから二百八条ノ二の「財産」といふところの問題、こういう点については、できま

したならば理事会等で御検討を願ひまして、本案を上げる最終のその質疑のときに、何か統一したような扱いができるようにしていただいたら、けっこうだと思ひますが、まあその際にも

証言の義務を課しておるのでござい

す。この点につきましては、学説も大

体そうふうになつておるようございませう。

○大和与一君 警察庁長官にお尋ねいたしますが、最近、警察庁で集团的違法行為に対する予防措置の強化ということをおねらつて、警察官職務執行法を改正して、基本的人権の行き過ぎを改めたい、こういうふうなうわさか何かあるのでしょうか、これはいつごろおやりになるおつもりですか。

○政府委員(石井榮三君) 私ども、常に警察の職務執行に關連がありまする各法令につきましては、絶えず第一線の実際取扱いの實踐に徹しまして、中央においては研究はいたしておりませう。そういう意味におきまして、警察官職務執行法も、われわれの日ごろの研究の対象であることは事實でございます。今日までいろいろ係に關して研究は続けております。しかしながら、御承知のように、これはきわめて国民の権利、自由に關連を持つ大事な根拠法規と申しますか、われわれの職務執行の上におきまして基本をなす法律でございますので、事柄はきわめて慎重を要すると思つておまして、今後ともさらに研究を続けて参る所存でございます。今これが近い将来どういふふうになりますかというところは、現在の段階におきましては、申し上げるだけの結論に到達しておりません。

○大和与一君 今度は労働運動との關係で、ちよつとお尋ねしたいのですけれども、暴力について、一般暴力と労働組合の暴力と言いますか、言葉はちよつと適當でないけれども、差異、違いがある。一つは、いわゆる暴力はとどめがない、労働運動でいう、もし暴力という言葉を使うならば、これは

限度があつて、労働運動のツクの中でやるから。それからもう一つの場合には、いわゆる暴力、報復をするということがあるのです。組合の方では絶対にない。この差異はお認めになられますか。

○政府委員(竹内壽平君) お尋ねのような、労働運動から派生いたします法益行為としての暴力というものは、今おっしゃる通り、ある時期がくれば、すぐ解消してしまつて、笑つてつき合えるような關係のものとして理解いたしておりますので、その取扱い、その他につきましては、おのずから異なつたものがあるというふうにお考えしております。

○大和与一君 そうしますと、刑法を見ますと、暴力という言葉は一カ所も使つていない気がするのです。ただ、この暴力行為取締法という法律上の名前があるだけで、ほかにはないと思つておます。そうしますと、暴力は、あなたの方では何の基準で、暴力はこんなものだという解釈が何かおありになるのじゃないかと思つておますが、それはどういふところにおきましますか。

○政府委員(竹内壽平君) きまつた法務省の行政解釈としての暴力といううなことは、統一的に申したことはないのでございませうが、私どもが、ここで御説明に際して暴力々々と申し上げておきますのは、過去数年来、いわゆる暴力団、やくざ、ヤシ、テキ屋といったような昔からあります暴力団、あるいは悪連隊、あるいはだんだん落ちぶれて町の小さなチンピラと申しますか、そういったようなたぐいの暴力的ないろいろな犯罪、これをまあ町の暴力、こういう意味におきまして、そ

のような暴力に対して、現行法のもとにおいて、今まで数年来熱心にこれが除去に努めて参つたのでございませう。今回の立法も、そのような實踐に徹しまして、法の不備と思はれる点、そのきわめて若干の部分でございませうが、本法案のよきな部分の部分を改正いたしまして、さらに暴力絶滅のために手をつけて行くということを考へておる次第でございませう。

○大和与一君 それでは、ちよつと私の勉強と局長の勉強とどつちが足りぬか知りませんが、ちゃんとかういふふうになつてゐるんですよ。昭和二十四年の四月十三日に現行労働組合法ができたとき、当時の法務部検務局長の通牒が出ていますが、それは御存じですか。

○政府委員(竹内壽平君) たくさん通牒出ていますが、お示しをいたさすれば……、どういふ通牒でございませうか。

○大和与一君 その中に、暴力とは暴行を手段とした犯罪、暴行、傷害、強盗、殺人、一切入るのだ。もう一つは、人の体の自由あるいは財産に対する侵害、たとへば逮捕、監禁、放火、器物損壊なども全部暴力だと言つておるのであります。もう一つ問題になるのは、行為の性質上、当然このような結果を伴う侵害、たとへば強姦罪といふのを例にあげて書いてあるのがこの通牒のようです。それはよろしゅうございませうか。

○政府委員(竹内壽平君) ただいまお示しの労働組合法に關する解釈通牒でございませうか、そういうのがあるようございませう。

○大和与一君 そこで今お尋ねしまし

た労働運動と一般の暴力との差異です、それを頭に入れて置いていただいで、もう一つは、憲法二十八条による労働権、その中味も頭に入れて置いてもらつて、そして今の通牒をちよつと拝見しますと、どうも法律が具体的に解釈ではないような言葉を、しかも、それが全部含まれておるような広い意味で使つておる、こういうふうにお考えられるわけですか。これは非常に危険ではないかと思つておる。たとへば暴行傷害とかいふやつは全部別個の罪だから、それれみまでできておるわけですね。ちゃんとそれを全部包括的に言つてゐるのは、扱ひ方としては非常に危険を伴うのじゃないかと思つておる。私はこう考へるのですが、それでいいだろうかというのです。暴力の行使といふことは、労働運動との關係において漠然とした意味に広く使われのぢやなくて、原則的には労働運動の正当な行為であるのだけれども、例外的に他人のからだの自由とか、生命とか、財産とか、そういうものに危険を及ぼすといふことは、労働条件の維持改善、あるいは地位の向上といふ本来の目的とは、これは無關係のものだ、こういうふうに見て私どもは敢て思ふのですが、その点はよろしゅうございませうか。

○説明員(川井英良君) 労働組合法一條二項のただし書きに、暴力の行使は云々という規定がございまして、刑罰法令、おそらく民事法令にはないと思つておる。日本の法律の面で暴力といふ言葉が条文の中にあるのは、労働組合法一條二項のただし書きだけだと私

考へております。それから御承知の暴力行為等処罰ニ關スル法律には、その法律の名前に暴力という言葉は出て参りませうけれども、一条から三条までの間に、その条文の中には暴力という言葉が、御承知の通りないわけでございます。それから、ただいま御審議をいただいでおきますところの、いわゆる暴力立法と称せられるものの中にも、俗に暴力という言葉は用いておられますけれども、条文そのものの中には、暴行、脅迫とか、あるいは器物毀棄とかいふような概念をもつて表示されておる。つまり、暴力という言葉は、御承知の通り出てこないわけでございます。

従いまして、私ども、ただいま御指摘を受けましたように、法律用語といたしまして、暴力とは一体いかなる概念だ、こういうことになりませうといふ、非常に暴力という言葉の定義と言ひますか、その概念の限界をきめることが非常に困難でございませう。そこで問題を元へ戻しまして、しからば、労働組法一條二項のただし書きにある暴力とは何かといふことになりませうといふのでない概念でございませうので、一応、法務省の行政解釈といたしまして、最初に御指摘いただきましたやうな昭和二十四年の一応通牒を出しまして、有権解釈の意のあるところを一応示したわけでございます。そこで御質問にお答えをすることになるわけでございますが、私どもは、この労働組法一條二項のただし書きは、労働組合の行動といたしまして、団体行動といたしまして、暴力といふものは一応抽象的に一般的には許されるのだ、しかし、こ

の一條二項があつて、特殊な場合にお

いてはその暴力の違法性が阻却されるのだ、こういうふうなこの条文が組み立てられているのじゃないか、こういうふうな御趣旨の御質問だと私は理解したわけでございますが、私どもはそういうふうには解釈しませんで、労働組合の団体行動といえども、やはり刑罰法令に抵触するような暴力的な行為があった場合には、それはやはり組合活動といえども許されないのだ、こういうふうな趣旨を宣明したものが、この労組法一条二項のただし書きの趣旨だと、かように理解しておるわけでございます。従いまして、労働組合の団体行動といえども、それに関連いたしまして、この有権解釈に示してありますような、いわゆる暴力的な行為がありますれば、これはやはりそれに該当するところの刑罰法令の規制を受けることも、まことにやむを得ないことである、かように私は理解しておるわけでございます。

○大和与一君 行為の前の考え方としてお尋ねしているんですけども、労働法的な観点と市民法的な観点が一応あると思うのです。そうすると、労働運動における争議行為というものは憲法二十八条が軸になっているんだから、それはことさらに甲乙は言わないでも、しかし明らかに憲法二十八条の団結権、団体行動権、この機軸によって労働法的な立場に立って考えなくちゃならぬ、これはあくまで優先と言いますか、そういうことはお認めになりますか。

○説明員(川井英良君) ただいまの御趣旨、まことにその通りだと私も考えます。しかし問題を今のように具体的な問題に移して考えてみますという

と、それは労組法一条二項ただし書きに、いわゆる暴力の範囲というものをいろいろきめる場合に、やはり憲法二十八条に規定されておりますような、いわゆる労働三権の精神というふうなものを基盤に置きまして、その暴力の限界を考慮するというふうなるか、存するわけでございまして、私どもこの通牒を出すにつきましても、ただいま御指摘のような憲法二十八条の精神を十分かみ分けまして、その上でこの通牒を書いたと、こういうふうな申し上げたいと思っております。

○大和与一君 そこで労働関係法のこれは保護立法と言われているわけですね。これは日本の民主主義が全体的に進んでいないから、そういうことにもなっている。現実にもそういう状態だ。それで今度争議行為と団体交渉という形が、これは別個なものじゃなく、やはり労働運動の一つの形の中にしつかり入っているわけだから、争議行為と団体交渉は一つにあるという立場にあると認めていいと思うのです。そうすると、先ほど亀田委員からもお話があったようにたとえ団体交渉の途中で問題が起きた場合には、そういう場合にはやはり会社側あるいは理事者側が感情に走って、これはけしからぬと思つても、それからあとから、ま

とまつてしまえば何でもないのです。全部円満に納まったことになる、こういうことがやはりあちこちに少しあると思うのです。経験もあるのだけれども、そういう場合に、あなたの方は会社、理事者が言ったから、すぐ引くくつちやうって、それから納まったから、と行って話を持っていくわけ、それは円満に済んだからよろしい、こういうふう

うに具体的に処理を大いされておりますが。  
○説明員(川井英良君) 大体いわゆる私どもの方で違法の争議行為と称しておる範疇の犯罪があるわけでございまして、その場合に、たとえば器物損壊なんかを内容とするような暴力行為事件というものは、先ほど亀田委員から午前中に御質問がございまして、三十一年度における争議関係として発生いたしました暴力行為の件数を刑事局長から申し上げたわけでありまして、百二十三名でございまして、先ほど休憩時間に帰りましたところ、百二十三名を調べてみましたところ、百二十三名の中から、暴力行為の二条または三条に該当するものを差し引きまして、一条は該当するものが百十二名でござい

ます。百十二名の中の内訳の中で、刑法二百六十一条の器物損壊を内容とするところの暴力行為は五十一名でございまして、五十一名の中で起訴しているのが一名でございまして、あとの五十名は不起訴というふうな状況になっております。このことがすぐ、ただいまの御質問の答えとはならないかと存じますけれども、一応私どものこの種事件に対する取扱の態度とい

うものを、数字の面から御理解願える一つの資料ではないかと考えるわけでございまして、かような犯罪におきましても、直ちに現場でこれを検挙いたしまして、そうして当事者間の争議の行方、運命というふうなものを少しも考慮せずに、直ちに起訴というふうなふうに持つて参るような実情はしておられないわけでございまして。これは大和委員もよく御存じのことだと存じます

が、暴力行為なんか該当するような犯罪では一応その取締りをいたしましたし、大体その争議の解決と申しまするか、その見通しをつけた上で処理をして行くと、こういうふうなのがこの種事件に対する私どもの取扱の大体の状況でございまして。  
○大和与一君 争議行為は団体交渉の一つの種類と言いますか、その形態に入っているんだ、こういう御理解をいただいたことにして、具体的な一つ質問をしますけれども、この前、岡山県で、国鉄の組合ですが、すわり込みがあった、そのときに、おまわりさんが行ってパクっちゃった。ところが局長がそういうことを頼んでいないものだから、あとから、全く申しわけなかつたと言つて組合にあやまつた。だいたい、理事者、会社から言われなかつた、皆さんの方はパクっちゃまおう、こういうことがあるのか、あるいはそういうことはよくないのじゃないか、そこに、さつき刑事局長が盛んにこっくりされて安心したのだけれども、労働法と市民法的なものは、やはり労働運動に対しては、そこに優劣という

か、差があるのだ、これはやはり憲法二十八条によつてあるのだ、こういうふうないろいろな何べんもなすいてくれたことと、そこら辺と違つよう思うのですが、この辺のお考え方を岡山の問題について伺ひます。  
○政府委員(山口善雄君) 岡山の鉄道管理局の屋上に多数の組合員が集まつて、朝八時ごろだつたと思つて、そうして警察官が実力行使をして排除しましたのは四時近かつたと思つて、四時ごろだと思つて、その間、いろいろ鉄道管理局側から、施設の管

理権に基きまして退去するように申し入れたのでありますが、屋上に至る出入口を閉ざされまして、どうしても開けないという状況でございまして。そこでラウド・スピーカーなどで、下におりてくるよういろいろなと勧告をいたしたのでありますが、これを聞き入れないというので、警察には十二時ちょっと過ぎに出動の要請がありました。警察官が実際に実力行使をいたしましたのは、先ほど申し上げましたように午後四時ごろでございまして、問題の岡山の鉄道管理局局長が警察官にそういう実力行使を頼んだ、頼まないという問題につきましましては、実力行使を依頼されたから警察で実力行使をするという筋合いのものではございませぬが、ただ、当日、局長自身も警察側の幹部と話し合ひをされまして、こういう事情であるから、やむを得ない、屋上から排除してもらいたいという意思は明確に表示をされておるのであります。その問題が終りまして、組合側の、組合の役員の御要望に従ひまして、局長が、管理局の前に集まつておる組合員に対して、局長自身の意思は、どうも私ども聞いておりますところでは、今後こういうふうなことのないようにと注意をされるつもりで、職員に対して注意をされるつもりで行かれましたのが、多数の前に出ていろいろと攻撃を受けまして、手違いがあつて、まことに申しわけがないというような発言をされたというのが実情でございまして、あのとき局長自身は、明確に警察力による実力行使を求められておつた

と、私どもはさように報告を受けております。  
○大和与一君 これは局長との取引は

正確には私わかりませんが別として、これからは労働組合のときに、ほんとう言えば、頼まれないのややって行かれるというのではないでしょう。そういう理屈はないけれども、それが労働運動が生きものだということだし、それから、さっきから言った警備局長が何か盛んにうなづいたのは、労働運動は、労働法と市民法の一般的な連う形の中で、しかも団体交渉をやっている中では組合の統制の中に入っているから、ことさらに警察の方で、事を荒立てるといふことのないように、この点は十分一つ御注意をいただきましたと思います。

最後に、法務大臣にお尋ねしたいのですが、労働問題はなかなか、戦後特に明確に出てきましたから、もちろん一般的な常識は皆さんお持ちだと思えます。その点否定せぬけれども、なかなか労働問題は裁判所でもどこでも、その担当の方がよほどよくこれをこなしておらぬと、現実の問題として、もちろん組合も完全ではありませんよ。ありませんからあれだけでも、こちらの方も、どうも私は皆さんが同じように勉強しているというふうに、なかなか行っていないのじゃないか、それがだんだん整備されたと思うけれども、現実、大臣のお考えとしては、全国的に労働問題については、どここの地区に行っても、どここの県に行っても、十分それを理解し、そしやくをすることになっておる、こういうことが一体言い切れるのか、あるいはむしろ率直に、なかなかそこまで行かぬならいかぬと、そうだったら、もっと勉強していただきたいと思えますが、その点の御見解を一つお聞きしたいと思います。

ます。

○國務大臣(唐澤俊輔君) ただいまの御発言、まことにごもっともでありまして、労働運動の過程におきましても、実際の問題といたしましては、ときに一揆の行為があり得ることでありまして、そうなりますと、やはり檢察権の発動ということになる場合があるわけでございますけれども、これはお言葉にありました通りに、単純な一揆行為とは違ふのでありまして、よくその本質を理解して参らなければならぬ、かように考えておりますので、私ども担当の檢察関係におきましても、十分な理解のある方をもつて、これに当らせなければならぬと考えておりますし、また、今日は最善の努力を尽して救済をいたしておりますが、なお今後におきましても、十分こういう方の檢察事務については研さんを重ねて行かなければならぬと、かように考えております。

○大和与一君 今、大臣は、組合の方だけの一揆行為について、ちよっとおつしやいました。私のお願したのは、むしろそちらの方で、やはり公正な判断処理ができない、そういう場合もあり得るし、過去にはあったのですが、だから、その点を十分に一つ注意していただきたいということの要望も含めて質問したのであります。

○國務大臣(唐澤俊輔君) 言葉が足りませんが、さらに補足したいと思つて、労働争議に関連して、一切の場合の一揆行為について、十分に素養のあり、経験のある関係者をもって取調べするようになりたいと思つて、

また、将来も十分この方面に向つての研さんをさせるようにいたしたいと考えております。

○委員長(青山正一君) 別に御発言もなければ、暴力取締り関係の法規は一応終了することとし、明日、二十二日午前十時より、三案全部について、審査中保留された事項の質疑並びに総括質疑に移りたいと思つて、さよう取り扱うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(青山正一君) 御異議ないと認めます。

本日はこれにて散会いたします。  
午後六時二十四分散会

昭和三十三年四月二十五日印刷

昭和三十三年四月二十六日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局